

決算審査特別委員会報告（第6回）

1. 招集年月日 令和7年10月22日（水曜日）午前10時00分

2. 場所 佐々町役場 3階 委員会室

3. 開議 令和7年10月22日（水曜日）午前10時00分

4. 出席委員（9名）

委員長	永田 勝美 君	副委員長	横田 博茂 君
委員	須藤 敏規 君	委員	棚橋 優汰 君
委員	黒田龍之介 君	委員	井上智恵美 君
委員	中川由美恵 君	委員	山之内英樹 君
委員	長谷川 忠 君		

5. 欠席委員（なし）

6. 説明のための出席者職氏名

町長	濱野 瓦 君	副町長	濱田 能久 君
教育長	富野 育 君	総務理事兼庁舎建設室長	大平 弘明 君
総務課長	落合 健治 君	税財政課長	藤永 大治 君
住民福祉課長	松本 典子 君	保険環境課長	宮原 良之 君
多世代包括支援センター長	松尾 直美 君	企画商工課長	中道 隆介 君
建設課長	山村 輝明 君	農林水産課長	金子 剛 君
水道課長	安達 伸男 君	会計管理者	藤永 尊生 君
教育次長	井手 守道 君	農業委員会事務局長	作永 善則 君
総務課長補佐	内山 宏 君	教育次長補佐	林枝 祐一 君

7. 職務のための出席者職氏名

議長	川副 剛 君	議会事務局長	荒木 洋介 君
議会事務局書記	山下 愛 君		

8. 会議に付した案件

【付託】

- (1) 議案第51号 令和6年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件
- (2) 議案第52号 令和6年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- (3) 議案第53号 令和6年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- (4) 議案第54号 令和6年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

- (5) 議案第55号 令和6年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件
- (6) 議案第56号 令和6年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件
- (7) 議案第57号 令和6年度 佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

委員長（永田 勝美 君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから、決算審査特別委員会5日目を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、きょうは総括でございますので、9月定例会におきまして、当委員会に決算審査が付託され、議案第51号から第57号の7件についての決算認定の件について、それぞれ審査を行って説明を受けております。

お手元に確認事項一覧ということで配付をさせていただいておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。この中で、6番、7番、9番、13番、14番、15番については、資料要求ということになっておりまして、そのほか、説明用に資料を作成しているところがありますので、合わせて資料を配付しております。

それでは、本日の進め方ですが、まず、この一覧の表の、確認事項一覧の順に回答をいただきまして、それぞれ質疑をされた委員から追加質疑をお受けするというふうにしたいと思います。その後に、ほかの委員から関連する質疑があればお受けするという形で進めます。特別会計、企業会計に対する質疑もあっておりませんので、まず、確認事項等一覧の質疑を全て行いまして、最後に各議案の総括・質疑・討論・採決という流れでいきたいと思います。

それでは、1番の質疑について、税財政課に対するものです。須藤委員からの質疑でございます。執行の説明を求めます。

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、成果説明書の赤ページの144ページをお願いします。

委員長（永田 勝美 君）

しばらく休憩します。

(10時02分 休憩)

(10時03分 再開)

委員長（永田 勝美 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

税財政課長、お願いします。

税財政課長（藤永 大治 君）

144ページの中段あたりにあります法人町民税、ここに関する御質問ということで、法人税割を納めている事業者の数はということで、1日目のほうにお答えしましたけれども、再度お答

えをいたします。

法人税割を納めている事業者数は、163の法人ということになっております。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

それでは、須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

ここに、法人税割163名ということなんですが、来年度から御存じのように、防衛特別法人税が法人に対してかかるような法律が通ったような記憶をしているんですけども、それで、うちの事業者の方で対象になる方がおられて、町の収入に対して減るような、あれは見込んであるのか。その、防衛何とか税というのを来年度から取るように載っていたものですから、そこら辺のまだ確認は取れているんでしょうか。

委員長（永田 勝美 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

今、国が検討されているその分については、具体的にはこちらのほうに降りてきておりませんけれども、法人税割というのは国に納める法人税、事業所が法人税として納める分が基本的には課税標準になります。課税標準額が法人税になります。その6%が法人税割ということで、町のほうに納めていただくということになっておりますので、国に納める法人税自体がどうなるのかというのは、ちょっとまだこちらのほうに具体的には降りてきおりませんので、現状では、法人税割の率6%が変わるということはありませんので、現時点ではそのような見込みは立てていないということになっております。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

要するに、詳細は今のところ分からないから、もし全体的に法人税割が減れば、町のほうの6%もおのずと減っていくということになるわけですかね。

委員長（永田 勝美 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

おっしゃるとおり、国に納める法人税が少なくなれば、おのずと6%の法人税割というのが少なくなるということになります。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

よろしいですか。

委員の皆さんから関連しての御質問はありませんか。

よろしいですか。

（「なし。」の声あり）

それでは、1番の質疑を終わりたいと思います。

続きまして、2番の質疑について、総務課に対するものでございます。須藤委員からの質疑でございます。執行の説明を求めます。

町長。

町 長（濱野 瓦 君）

私のほうから説明をさせていただきます。

各課がうまく機能しているか、職員の配置は適正であるかを判断するにあたりましては、住民サービスが適切に提供できているか、業務が滞っていないか、町の課題解決に取り組んでいるか、職員が勤務時間内に業務が完了できているかなど、いろいろな視点があると思います。配置が適正とは言い難いですが、いずれにしましても、町の組織は住民サービスの向上、職場環境の改善のために、常により良くなっていくように努めていかなければならないものと考えますし、その状況は住民の声や現場で働く職員の声を聞きながら判断していくものですので、限られた職員数を適材適所で各課に配置し、適正化を図りたいと思います。

また、人件費については、近年、民間給与を反映した人事院勧告に準じて増額となっておりますが、働いていただいている職員の生活、家族やお子さんを養うための大切な給与ですので、職員の皆様には一生懸命仕事に打ち込んでいただき、その代価としてお支払いをさせていただくものと考えております。なお、人事評価につきましては、地方公務員法に基づき、昇給や勤勉手当などに活用するものとなっており、本町においても評価に取り組んでおり、役職の承認などへの活用をいたしております。

以上です。

委 員 長（永田 勝美 君）

須藤委員から追加質疑をお受けしたいと思います。

須藤委員。

委 員（須藤 敏規 君）

今、町長から言われた一般的なお考えだろうと思うんですけども、このように職員及び会計年度任用職員の人件費がある中で、やっぱり勤務評定をして、それをベースにしてするような指導はあっていると思うものですから。給与なんか8億1,800万円、会計年度任用職員が4億1,900万円ほど決算書から弾き出せば、大体そのようになっているようでございますので、要するに当初予算を組むときに、財政のほうで後でそこにポンと人件費を振り込むのではなくて、各課の査定をする中で、やはり何人必要かというのを当初に、定数管理と合わせて査定をしていくような形がいいのではないかと私は思っているものですから。たくさん評価シートの132から135ページに管理表があったものですから、見ていたらそう思ったものですから、来年度予算に向けてどのようにしていくのか。

要するに、定数管理と予算とを見比べてやっぱりいかないと、ここは後で会計年度任用職員が必要だからといって、そこにまたプラスして人件費を入れる査定ではなくて、そういう方法も当初から両方兼ね備えて査定していくような形はどうかなと私は思うものですから。意見でも結構ですけども、意見として申し上げておきます。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

町長。

町 長（瀬野 亘 君）

須藤委員がおっしゃったとおり、昔から行財政改革については、私の考えとしては取り組んでいくという姿勢でございますので、今委員がおっしゃったとおり、今までの慣例はなくして、適材適所の人数でいきたいというふうに思います。基本的には、会計年度任用職員さんについては削減したいというふうに考えております。ほかの事業をやる上では、そこをやらないといけないかなというふうに感じておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員、よろしいですか。

委 員（須藤 敏規 君）

はい。

委員長（永田 勝美 君）

ほかの委員から関連しての質疑がありましたらお受けしたいと思います。

よろしいですか。

私のほうからちょっと関連しての確認なんですけれども、今、町長が会計年度任用職員については減らさないといけないというふうに考えているというふうにおっしゃったんですが、会計年度任用職員を、必要な会計年度任用職員の分を、要するに基本的には常勤職員に振り替えるということなのか、総額として人件費削減というふうにお考えなのか。私は必要な人数というのは確保するということが、この間、人手不足ということも言われているので、ではないかというふうに考えているんですけども、だからといって人件費を野放図にしていいというわけではないのですけれども、町長が言われた会計年度任用職員を減らすというのは、どちらの意味なんですか。要するに、総人件費を減らすという意味での、会計年度任用職員を減らすというふうにおっしゃったのか、その辺りのことについて確認をしておきたいと思うんですが。

町長。

町 長（瀬野 亘 君）

今の会計年度任用職員さんについては、必要なときに雇うというのが原則だというふうに思っておりますけども、そのことによって正職員さんの意識が、会計年度任用職員さんに頼り切っている部分がありますので、正職員のスキルアップを考えるときに、やはり削減したほうがいいのかなというふうに思っておる次第でございます。その事務量については、当然ながら、こちらで調査をして判断をするという形になりますけども、基本的には須藤委員さんがおっしゃったとおりで、私は削減の方向に行かなければ、正職員が伸びないのかなというふうに感じているところで申し上げたところです。

委員長（永田 勝美 君）

分かりました。それでは、2番目の質疑について、よろしければ終わりたいと思います。

続きまして、3番の質疑について、農業委員会に対するものでございます。須藤委員からの質疑です。執行の説明を求めます。

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（作永 善則 君）

資料の、タブレットの令和6年度農地面積の表を――

委員長（永田 勝美 君）

何ページですか。紙があるんですか。

どうぞ、農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（作永 善則 君）

令和6年度管内農地面積及び耕作放棄地面積となっている資料でございます。

(1) 管内農地面積と記載しているものが、管内の全ての農地を、田、畠、採草放牧地の集計の分でございます。(2)、(3)、(4)がその内訳のものになりますして、活用農地の部分が(2)の部分でございます。(3)、(4)が現在耕作されていない農地ということで、そこをさらに分けさせていただいて、若干開墾すれば元通りの農地として利用できるものが(2)のA分類というふうに記載させていただいているものでございます。(4)のB分類、耕作放棄地B分類としてあるのが、再生利用が不可と思われる荒廃農地という整理でございます。

申し訳ございませんが、最初配付させてもらった資料のほうは、全体農地の約何%としてあるところの部分が、B分類のところを2.3%としておりましたけど、ちょっと計算したら端数調整の関係でずれておりまして、今回提出させていただいたものが正の分で、B分類の耕作放棄地が2.2%ということになります。すみません。

2ページをお願いします。

続きまして、利用権設定実績というところでございますけど、すみません、数字を振っておりませんで申し訳ございません。

経営基盤強化促進法の部分の貸し借りの設定をさせていただいたものが一番上の分でございます。続きまして、農地中間管理事業による農地の貸し借りの部分が真ん中のようになってきております。3番目の基盤プラス機構としてあるのが、合計の面積となっております。

表の中の新規と更新というふうに書いてありますけど、新規のほうは新たに結んだ契約、更新につきましては、期間が5年とか10年経ったものを再度、同じ方同士で更新をしましたというのが、更新の部分の分類となっております。

最後になりますけど、農家戸数については275戸でございます。これは、2020年の農林業センサスからの数値で記載をさせていただいております。よろしくお願いします。

委員長（永田 勝美 君）

それでは、追加質疑をお受けしたいと思います。

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

今、説明いただいたんですけども、この令和6年度において、耕作放棄地を解消してから活用農地にされたということは、何件ぐらいあるのでしょうか。それが一つと。

要するに、実際に今、活用農地で作業している所帯が何戸あるかというのを知りたいんです。2ページのほうを見ますと、経営基盤強化促進法とか中間管理機構として、合計が103件というのは人じやないわけですね。「件」ですから。何人の方がもうできなくて、利用権設定でさせていただいているのかってちょっと知りたいものですから。そこら辺の把握をして、今から米が少ないからといって増える可能性があるかどうか、そこが知りたいものですから。もう90%も農地を使っていますよと言ったら、きれいに見えるものですから、私が見て回った限りでは、

荒れた土地がたくさんあるなと思って見て回っているんですけど、9割もすればもう増やす余地はないんだろうかなとか、いろいろ思うものですから。実際に何人の方が、この農地を使って活用しているのかなと、数字が分かれば教えてください。

委員長（永田 勝美 君）

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（作永 善則 君）

完全なる数字、世帯数の把握ができていない状況で、今、農地台帳の整理も含めたところで、世帯数等についても作業として対応させていただきたいと考えているところでございます。

昨年度、はっきりとした数値にはなりませんけど、耕作放棄地の、どちらかといえばB分類に当たっていたところが実際に開墾されて、活用農地のほうに戻したというのが約2,000平米、2反ほどございます。1件分でございます。

委員長（永田 勝美 君）

令和6年度は1件だけ、2反分、2,000平米。

就労者数については概算も分からぬということですか。

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（作永 善則 君）

そこの目安の部分が275世帯ということで、よろしくお願ひします。

委員長（永田 勝美 君）

就労者数の目安が275ということだそうでございます。

町内の全世帯ですか。（須藤委員「農家世帯。」）

農家世帯。

農業委員会、分かりますか。分かれはどうぞ。

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（作永 善則 君）

ざっくりとした数字でしかないんですけど、認定農業者、その専業の農家さん、兼業の農家さんも含め、あとは農地を持っているけど農業をされていないというところも含めると、ちょっと数の把握が難しくなるんですけど、実質、販売もされていない、自給的な農家さんの分類のところまでを含めると、約350ほどになるのではないかなどと考えております。よろしくお願ひします。

委員長（永田 勝美 君）

マックスで350ぐらいということだそうでございます。350世帯。いいですか。

では、須藤委員よろしいですか。

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

はい。

委 員 長（永田 勝美 君）

それでは、追加質疑について、ほかの方から関連しての御質問はございませんか。

（「なし。」の声あり）

それでは、3番の質疑を終わりたいと思います。

続きまして、4番の質疑について、庁舎建設室の審査の際に質疑があったものですが、入札監視委員会について、総務課も関係してくると思います。須藤委員からの質疑でございます。執行の説明を求めます。

町長。

町 長（濱野 亘 君）

私の選挙前の認識では、この前の決算審査特別委員会で申し上げましたとおり、入札の実施について御意見を頂戴する期間ということで、今年度実施した入札に関して、入札監視委員会は来年度に開催する予定とお話をしましたが、認識の相違がありましたので再度確認をいたしました。入札監視委員会設置要綱において、設置の目的は、町が発注する工事の入札及び契約に関し、公正の確保と透明性の向上を図るためとなっており、所管事務は、町が行う入札及び契約事務の監視に関することとなっておりまして、例えば、入札会場での公開ランダム化や、条件付き一般競争入札の拡充をすべきだとか、電子入札の導入の検討をしなさいだとかという御意見など、公正な入札や透明性を確保するための内容になります。町が行った入札に関する審査、御意見をいただく委員会であると認識しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、委員会を来年度開催しても、あくまでも入札の実施や契約の事務についての監視ですので、新庁舎の建設の遅れ等の原因究明につきましては、別の機関での審査をするという認識であります。

以上です。

委 員 長（永田 勝美 君）

須藤委員、追加質疑についてお伺いしたいと思いますが、いかがですか。

須藤委員。

委 員（須藤 敏規 君）

この入札監視委員会は、庁舎は庁舎でそれでいいんですよ。これは例えて言ったんですけど、こういう現状を踏まえて、入札の在り方、よく不落が多いとか言っているから、原因は何かとか、契約の在り方とか、そういう実務的なことについて、やっぱり調査とか研究をして、時代が時代ですから、入札について住民の方もいろいろ思っておられるから、はっきり今からこういう形でいくというのをしていただきたいと思って。まあ、入札は入札で、新庁舎はまた別でいいんですけども、そういうことで、なぜ不落が多いのかですね。やはり言ったら悪いんですけど、儲けにならないから最初から入らないとか、いろんな考えがあろうかと思うんですけども、それぞれ入札の指名願いのあれをホームページで見ますと、4人以上となつとるのかね、倍の8人とかいろんなパターンで指名してあるものですから、どういう形で指名をしているのかなとやっぱり思うわけです。しかし、それはもう執行の判断ですから何とも言えませんけども、ホームページに載っているあれを見れば、点数付けが、どうして位置付けているのかとか、AクラスはAからD、4つぐらいあって、Bも4つあって、Cは3つあたり、いろんなパターンが決めてあるものですから、そういう決め方について、どうしているのかなと思うわけです、

私は。それは県の指名願いを参考にして、それを佐々町なりに割り付けて、Aクラス、Bクラス、Cクラス、Dクラスとかそれぞれ、あと業種別に電気とか建築とかいろいろ、電気とか、分けてあるのは分かるんですけども、例えば、入札に入られる方が、最低1,500万円以上年間平均完成工事高がない方は入れないとか、そんな制限が作ってあるものですから、初めて入札参加資格を出された方でも、実績がなければ入れないということになるわけですね。しかし、令和3年3月議会で同じようなことを質問しているんですよ。参加資格は何件受付しているんですかと質問をしたんですけど、千何百個あったと思うんですけども、それなら全部をよくチェックして、ランク付けしないといけないんじゃないのかなと思っているものですから。しかし、今のところは、工事に関係した人だけ抜粋して、ランク付けしているんじゃないかなとちょっと疑問があるものですから、佐々町に指名願いを出しても、結局は取れないという方が何千人って、業者がおられるわけですね。そこら辺はやっぱり整理してほしいなとか思うものですから、指名願いの受付の在り方とか中身の在り方とか。

議会のほうにも入札結果報告が今上がってきてますから、私なりに分析はしているんですけども、例えば、入札された方が、設計額、一番上に書いてありますね、予定価格かな。それよりオーバーして入れた方が何人っておられるわけですよね。果たしてその人はもう失格じゃないですか、設計額よりオーバーしたから。でも、通知書には何も書いてないし、そして、ほかの人は失格と書いてあるんですけど、入れた人については書いてないとか、いろいろ思うものですから。私から見たら、設計額以上入れた方は失格ではないかなと思うわけです。そういう設計してないから。そこら辺の整理とかはしていただきたいなと思って。

もう1点が、もし入札をなさるなら、参加なさった方に、議会が今いただけるようなのを、その場でほかの業者が幾らで入れたか分かるように、参加者にはやっていいんじゃないかと私は思うものですから、そしたら次のときに、やっぱり参考になるわけですね、あの業者は幾らで入れたかということは。ということはできないのかなと思っているものですから、どうでしょうか。

だから、今、町長さんも副町長さんも入札にはタッチしていない。今からは補助機関の職員さんが責任を負わせて、しないといけないようになるわけですね、入札については。そこら辺が果たしていいのかなと思う面も、一面はあるものですから。

副町長さんはどがんお仕事をなさるか分からないんですけど、あとは職員の建設課とかそこら辺の方で、今ずっと通知を見ていたらそうなっているものですから、体制的にどうかなと、もうみんなアップアップになるんじゃないかなと心配するものですから。そこら辺の私の考えについて、町長はどう思われますか。間違っていたら訂正していただければ。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員、今、ちょっと暫時休憩します。

(10時30分 休憩)
(10時30分 再開)

委員長（永田 勝美 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町長（濱野 亘 君）

私は全く今、入札に参加、関係しておりませんというか、設計価格については見ておりますけども、入札の実施については関連しておりませんで、私よりも須藤委員のほうが詳しいか

なという状況で今聞いておりました。

不落については、私も感じるところで、最低制限価格の方っていらっしゃらなくて、設計額よりも高い方が多い。これは取りたくないのかなというような感じでは思っております。なぜなのかというのは、入札指名委員会で今の状況については分かっていると思いますけども、設計変更して再度入札という形になります。

どちらかと言うと、最近多いのが、言われたような設計価格よりも高い価格で応札をされるという状況にある。作業員さんの確保と人件費等が上がってきてている部分もあるのか、そういう状況で、価格が見積もったときに高くなっているケースがあるのかなという部分もありますけども、公共入札について、ある程度の単価については見ておりますので、取られても赤字になることはないのではないかというふうな判断はいたしております。

それともう1つの、2点目の入札参加者については、会場で分かっておりますので、不落のときの話ですね。不落のときは幾らでというのは申し上げられません。これは、次回、再度入札をしないといけないので、価格が分かってしまうと入札がおかしくなってしまいますので、そのときについては、入札参加者について、誰が幾らで入れたというのは分かりません。決定、落札者がいらっしゃるときには幾らの価格で入れた。ほかの入札者については報告だけであって、議会の報告とかいうことであって、業者の方には、それぞれ業者が幾らで入れたかというのは申し上げられない。落札価格だけでいたしております状況で、私の知っている範囲で今お答えしたところです。

委員長（永田 勝美 君）

暫時休憩します。

(10時33分 休憩)

(10時33分 再開)

委員長（永田 勝美 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町長（濱野 亘 君）

訂正があります。ホームページで公開して、どこの業者さんが幾らで入れたかというのは見れるそうです。すみません。訂正をさせていただきます。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員、追加よろしいですか。

どうぞ、須藤委員。

委員員（須藤 敏規 君）

1件の工事とか建設工事とかで、落札なさった金額は分かるんですけど。お互いにそこに参加された方が、お互いに分かるようにしてやったほうが、透明性があって、あそこは前回はこのくらい入れたから次はとか、予測がつくわけですね。それで、そういうのはできないのかなと私は思っているから、ここに通知が、毎回ずっとチェックしているんですけど、入札結果についてついていただいてるんですよね。ですから、この表をその場所で作っておいて、パソコンに打てば1枚ずつやれば分かるんじゃないかなと思ったわけです。それはする必要がないのかな。そこまでは考えていないのかな。

委員長（永田 勝美 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

今おっしゃいました250万円以上で落札した案件につきましては、ホームページで全ての業者の入札金額を公表しておりますので、その中で、どこの業者が幾ら入れられたかという確認はできるかと思います。よろしくお願ひいたします。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

そしたら、参加した業者全ての、こういう表を出しているということですか。出しているんですね。

委員長（永田 勝美 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

その入札時点では、入札が終わった段階では出しておりませんけれども、後日、議会とか町長決裁をいただいた後に、ホームページのほうで、その紙を公表しております。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

大体1か月後ぐらいになるんですかね。私たちも工事が終わって通知をもらうのは、ほとんど1か月とか遅れてくるものですから、なかなか、もう次の入札があつてるので分からぬものですから、ちょっとね。出しておけばそれで結構です。苦情がこないならいいです。取った人だけが分かるんじゃなくて、参加したその人も分かるようにしてやつたらどうかなと、私は思うものですから。結構です。いいですよ。

委員長（永田 勝美 君）

関連して、ほかの委員からの質疑があればお受けしたいと思いますが。
よろしいですか。

（「なし。」の声あり）

それでは、4番の質疑を終わりたいと思います。

続きまして、5番の質疑について、庁舎建設室に対するもので、私からの質疑でございます。
執行の説明を求めます。
町長。

町長（濱野 瓦 君）

新庁舎建設工事に係る見解としては、建築設計のJVが解消されたことから始まり、結果と

して、完成は約5か月の遅れが生じました。私が無職であった時に、町議会を傍聴して印象に残ったのは、建築設計事務所及び設計監理業者、施工業者、役所の関係で、設計監理業者側は、建築工事に係る施工図がなかなか提供されず、承認が遅れたと主張されました。また、逆に施工業者側は、なかなか施工図の承認がもらえなかつたとの主張がされておりました。

私が思いますに、工程会議や工程管理はどうだったのか疑問が残っております。

御質問の責任の所在につきましては、当時の役職者が既に退職されており、原因究明が難しい状況となっております。私の見解としましては、1つ、役場技術者の担当を中途で変更したこと。2つ、建築設計の内容変更が過大であったこと。3つ、設計監理、施工業者、役所の工程管理がそれぞれ十分ではなかつたこと。4つ、建築設計及び工事の監理技術者に問題があつたこと。5つ、設計監理業者、施工業者、役所の関係が良好ではなかつたこと、などがあると考えられますので、責任の割合を出すには、非常に困難な状況であると思っております。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

それでは、私のほうから追加の質疑ですけれども、聞き及ぶところによると、いわゆる設計監理、施工管理もしていた設計事務所から、いわゆる追加の代金請求があつておるというふうに聞いておりますし、それで、それについて、そのあたりの事情、現在の状況について、まずお伺いしておきたいと思いますが、いかがですか。

総務理事兼庁舎建設室長。

総務理事兼庁舎建設室長（大平 弘明 君）

今、お話があった件につきましては、現在、11月に協議をいたすように調整をしているところでありますけども、そもそも協議をまずさせていただきまして、その中でそういう金額的な面が出てくる可能性も全くないとは言えませんけども、まだ今の段階では、どういう方向に監理業者の方々が考えておられるかというのは、まずお聞きしてからというふうな段階だらうというふうに考えております。

委員長（永田 勝美 君）

私は、やはりまだ異常な事態がまだ収束していないというふうに思うんですよ。それで、それは常識ではなかなか考えられない説明であったわけですね。要するに、先ほど町長が御紹介いただいた、いわゆるその施工図の遅れの問題にしても、通常、建築現場の施工図は、施工業者が設計事務所に承認を求めるという、施工監理者に承認を求めるという形で出されるもので、通常は長くても1週間程度で承認が出る。よほどの間違いがあつたり、訂正があつたりすると書き直しとかということはあるんですけども、そういうものではないかと私は認識しております、それが状況としては半年近くも遅れたというふうなことがありまして、その間、聞き及ぶところによれば、その予定していた、いわゆる施工業者を一旦解約をしたりというようなこともあって、非常にその後の工程が狂つたというようなことがありました。そういうことも起きたと。

結局、結果的には、完成予定の3か月ほど前にお伺いした時には、ほぼ期日どおりできますという答えがあったにもかかわらず、1月前になると、3か月ほど遅れますという説明になり、最終的には5か月遅れということになったということで、もう施工監理にしても、施工業者にしても、非常に説明が不誠実だったという印象を私は持っております。そういう点で、やはり、もちろん町長が就任前の年度でございますけれども、今後の在り方として、何が問題だったのか、教訓をまとめることはやっぱり非常に大事なのではないだろうかと。そういうことがまとめられずに、そのまま推移していくと、今の状況というのはそういう状況ではないか

というふうに考えておりまして、今回の事例については原因究明というふうに言いますけれども、それだけでなく、やはりどういうふうに教訓をまとめるのかということが非常に重要ではないかなと、私は考えているところです。もし、御意見があれば伺っておきたいと思います。

町長。

町 長（瀬野 亘 君）

過去の施工の中身についてちょっと記録を読ませさせていただいた時に、施工図の遅れというのが、1つは、サッシの施工図が遅れているというようなことがありまして、サッシのメーカーから施工業者をいただいて、それで今度は設計事務所のほうに、それでオーケーだったら送るというシステムになっておりまして、元となるところが遅れているので、施工業者の言い分としてはそういう形で遅れてしまって、今度は、設計事務所のほうが承認をなかなか出さないというようなことをおっしゃっている記事がございます。

なつかつ今度は、設計事務所としましたら、施工図が出てきてすぐ返したとおっしゃっていますけども、実際に相当月数がかかった分もございまして、なかなか記録に残っている文書がないというような状況で、私としては非常に難しい問題だなど。この決算審査特別委員会で、黒田委員からも御指摘がありましたように、私が無職の時は何でだろうかということを、住民の方から相当聞かれました。いざ中に入つてみると、先ほど申し上げました、関係していた役職の方々が全てお辞めになつていらっしゃるので、事情聴取は私としては難しい状況。新庁舎建設に関する特別委員会がございましたけども、10月15日に辞任されておりまして、そこで究明されるものだというふうに思つていたところでございました。そういうことで、私が町長に就任してからは、いろいろ資料を見させていただきましたけども、非常に難しい問題だということで、先日の、この決算審査特別委員会で総務理事が申し上げましたとおり、裁判にならない割合についてはできない。そこを相当な時間かけて、労力をかけてやるべきものかどうかというのは、非常に判断が難しいところでございます。時間と労力の問題で、私としては非常に難しいというふうなところで、今、悩んでいるところでございます。

以上です。

委 員 長（永田 勝美 君）

町長がおっしゃいましたように、要するに設計業者と、それから施工業者の間の施工図のやり取りをめぐっては、噛み合わないんですね。噛み合わないということは、どちらかが事實を言つていない、どちらかが嘘を言つているということなんですよ。どちらかが嘘を言わないと、噛み合わない説明は噛み合うようにはならないわけですよ。だから、そういう意味では、そこを、要するにどちらかを告発して司法の捜査に任せるというようなことをやらない限り、なかなか解明できないのかなというような事態にまで陥っていたわけですね、状況としては。だから、ここがやっぱり、それで、それがうやむやになったまま、最終的には工事が遅れ、2,000万円以上の支出が新たに発生したと。町民の財産をそれだけ棄損したということになるわけでありますし、本当にやっぱり重大な問題であったなということを思いますし、この教訓というのを、やはり行政は、要するによく言われるのは、裁判に負けないと行政というのは反省しないというふうによく言われます。それは行政の信頼という意味からも非常に重要だというふうに思つていて、やはり今回の事案は、きちんと教訓をまとめるという作業がやっぱりどうしても求められてくると思いますし、今後の糧にしていくということが重要ではないかということを、私は意見として申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、5番目の質疑について、委員の皆さんとの関連での質問。

横田委員、どうぞ。

委 員（横田 博茂 君）

町長の先ほどの答弁を聞いておりまして、私も同じような考えだったんですが、最終的に、責任のこの度合いというところで裁判というお話で、悩んでいるということで言われましたけれども、悩んでいて、つまり悩んでいるということは、今後は、それは前の話で、もうなしというような考え方というふうに認識してよろしいのでしょうか。分かりましたかね。

委 員 長（永田 勝美 君）

町長。

町 長（濱野 亘 君）

時間と労力と言いましたが、裁判になりますと、職員が相当時間をかけてそれに対応しないといけない。こちらから訴訟するわけではなくて、相手から訴訟されるケースだと、この事案は思っておりまして、職員が非常に疲弊していくのかなと。そこまでして追及しなければいけない事案なのかということで、悩んでいるということでございます。

以上です。

委 員 長（永田 勝美 君）

横田委員。

委 員（横田 博茂 君）

分かりました。それは分かりました。では、そこに対する支出に関してというか、先ほど来からの、その割合というところでどうか。そこはもう不問というか、ないような、なしに、あんまり考えないというか、ちょっと適切な言葉が浮かびませんけれども、そういう感覚なんでしょうか。

委 員 長（永田 勝美 君）

町長。

町 長（濱野 亘 君）

この新庁舎建設に関わる役職者の方が、全て辞められております。4人おられますけれども、その方々を私どもが招へいする権限がない。そういうことでできないのかなと。非常に難しいという状況でございます。以上です。

もう1つ追加で。結構、対面での決裁といいますか、そういうことが結構あっているんですね。何で監理業者を遠藤さんにしたのかということの部分もあります。職員を担当から外した、一級建築士を外したと、そこの部分が闇でございまして、非常に。私したら途中で、町長になる前に、何で変えたんだろうかと。

委 員 長（永田 勝美 君）

町長、発言の途中ですが、ちょっと休憩させていただいてよろしいですか。

ちょっと休憩します。

(10時52分 休憩)

(10時52分 再開)

委員長（永田 勝美 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町長（濱野 亘 君）

なかなか話しにくい部分でございますけども、そういう事例が出てくるんですよね、随所に。だから、調査としては、執行機関の調査としては非常に難しくなるというような状況でございますので、私としては不問ではなくて、もう諦めざるを得ないといいますか。今後、11月に設計事務所との協議がありますので、そこでどうなるか分かりませんけども、取りあえずは大きく話をすべきではないのかなというふうな感じで思っているところです。住民の方には本当に申し訳ないというふうに思いますけども、関係者がいないという状況の中では非常に難しいということで申し上げました。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

横田委員。

委員（横田 博茂 君）

状況はよく分かりました。町長になられる前という時に、その疑問に思われたこと、まさしく我々もそれは疑問に思っております。

確かに前任者がもういないというところで、なかなか難しいところになったなとは思っておりますけれども、先ほど委員長からも言われましたとおり、この件に関しては調査ができなくとも、どう思っているというか、そういう見解というか、そういうお示しはしていただきたいなと思っております。我々議員も、あまりにもちょっと謎すぎて説明しようがない。つまり執行側からの回答がない、はっきりした回答がないものですから、こちらからも、こうだという仮定した発言もできないところで、非常に困っているところであります。そこはちょっと改善というか、検討していただきたいと思っております。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

町長。

町長（濱野 亘 君）

先ほど、私の見解で5つ申し上げましたけども、それでは抽象すぎていけないということですね。すみません。逆の質問になって申し訳ないです。確認です。

委員長（永田 勝美 君）

横田委員。

委員（横田 博茂 君）

先ほど言われたのは、そのとおりだと本当に思っております。それで、そこは理解しているんです。しかしながら、それがなぜそうなったのかというところに関しましては分かっていません。庁舎建設の委員会があった時も、幾度となく、その回答は求めておりました。それがなくなった後も全員協議会のところで、そのようなお話は何度もしておりますけれども、そういうキャッチボールの中で、ボールはこっちのほうに今のところ戻ってきていないという認識

です。

なので、先ほど言われた点のところの、なぜそうだったのか、例えばですけど、辞められたのかとか、そういうようなところを少し調べてもらいたいというか、執行側の見解はいただきたいなとは思っております。

委員長（永田 勝美 君）

町長。

町長（濱野 瓦 君）

先ほど委員長から注意されたところに入ってしまいますので、非常に難しい部分です。会議録が残らなければ申し上げられますけども、こういう状況の中では、ちょっと申し上げにくい状況でございます。すみません。

委員長（永田 勝美 君）

暫時休憩します。

(10時57分 休憩)

(11時07分 再開)

委員長（永田 勝美 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

山之内委員。

委員（山之内 英樹 君）

先ほど、今後11月に行われる協議の中で、もしかしたら追加の請求があるかもしれないという発言があったんですけど、もし、その追加の請求があった場合に、どのような姿勢で臨まれるんでしょうか。

委員長（永田 勝美 君）

総務理事兼庁舎建設室長。

総務理事兼庁舎建設室長（大平 弘明 君）

山之内委員の御質問でございますけども、基本的には、まず話を伺いして、町としてお支払いすべきものなのか、そういうことをじっくりと確認をして、回答をしたいというふうに考えております。その前に、所管委員会のほうにも報告をさせていただきたいというふうに考えております。

委員長（永田 勝美 君）

山之内委員。

委員（山之内 英樹 君）

姿勢としては、今、フラット、協議の中でもう回答するということでよろしいですか。（総務理事兼庁舎建設室長「はい。」）ありがとうございます。

委員長（永田 勝美 君）

いいですか。

黒田委員。

委員（黒田 龍之介 君）

私としての意見と、町民の方から求められているような回答と混ぜながら説明になるんですけども、やはりこういうミスが起きたときには、やはり町民との行政の信頼確保のためにも、責任を示すことが必要と第一に思っています。

私が前回の決算審査特別委員会でお伝えした、いつまでに町民に報告するか、責任を取るかというところなんですけども、状況把握はもちろん大切だとは思うんですけども、このままいつでも業者間との水掛け論で終わってしまうと私は思っておりまして、そこで裁判をするときに、町長から時間と労力的に難しいと思うという回答も先ほどいただいたんですけれども、私としては、まず裁判までする必要はないかなとは私自身も思っているところなんですが、結局、業者間の責任割合というのは、私が感じるところでは、町民がそこまで必要としていないかなと思っています、責任割合を。いわゆるその町民感情に今どう向き合っていくか、行政側が。が一番重要なところだと思うときに、先ほど町長からも説明があったとおり、不明点というか、不透明なところもあるというのを十分に説明しながら、町民感情に寄り添い、責任を果たしていただければと思っておりまして、その責任の取り方は、まずは先ほどあった町長の説明を、ホームページとか何か町報のような形で報告すること、それがまず、示すことで町民の方々がどう反応するか。現状もうこれだから仕方ないじゃないですけども、飲み込んでいただけるのか。それとも、また議論が過熱するのかという形になっていくかと思うので、私たち議員としても、町民の方への説明もするときに、いつまでに回答があると思うじゃないけども、このまま流せば、来年もあやふやのまま、町民感情に寄り添えず、解決できないかなと思っているんですね。100%の解決じゃなくて、責任を取りあえずどこでどう取るかというか、執行部側からの表明をまずしていただきたいなと思います。現状時点でもいいので。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

総務理事兼庁舎建設室長。

総務理事兼庁舎建設室長（大平 弘明 君）

黒田委員の御質問についてでございますけども、なかなかいつまでにというのが難しいかとは思います。ただ、所管委員会等にも調査した内容につきましては御報告をしながら、最終的に町民の皆様のほうに御説明、御報告ができるような状況を整えていきたいというふうには考えておりますので、よろしくお願ひします。

委員長（永田 勝美 君）

黒田委員。

委員（黒田 龍之介 君）

そうしましたら、早急に現時点での報告と、今後こういう形で進めていくというのを表明していただきたいと、私は思っております。よろしくお願ひします。

委員長（永田 勝美 君）

ほかに。

議長。

暫時休憩します。

(11時12分 休憩)

(11時15分 再開)

委員長（永田 勝美 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに、5番目の案件について。

井上委員。

委員（井上 智恵美 君）

すみません、もう、本当、重ね重ねにはなってくるんですけど、ちょっと結局、はっきりと分からなくて、私も自分が議員になる前の話なので、まあもう本当に、一般人として、佐々町民として話を聞いたぐらいの内容でしかちょっと分からぬんですけど、11月にその設計事務所さんとの話し合いがあるということで、そこで向こうのお話を聞いてから、今後、裁判をするかしないかを検討をしていくということでしょうか。

委員長（永田 勝美 君）

総務理事兼庁舎建設室長。

総務理事兼庁舎建設室長（大平 弘明 君）

今の御質問でございますけども、11月に協議をするという内容につきましては、まず、先方がどのようなお話を持ってくるかということになろうかと思います。というのは、やはり金額的な請求をされる場合もあるでしょうし、町に対する何らかの要求がある可能性もあるということで、まずお話を聞いてから、その内容について確認をした上で、検討をしていかないといけないというふうな状況でございます。

委員長（永田 勝美 君）

井上委員。

委員（井上 智恵美 君）

そこでもちろん、町としての反論ではないんですけど、話し合いに持っていくような形にもちろんななってくるということですよね。そこでも、ただ、今の町長だったり、お話を聞いていて、結局は着地点としてどこに持っていくのかが私自身、個人的には話がよくちょっと分からなかつたんですよ。その裁判に持っていくかどうか、今の職員の方の負担になるので、するかしないかちょっと決めかねているというところとかは分かるんですけども、そこに持つていかなかつたとして、じゃあ結局この2,000万円の、町民の方が納得のいく説明、はっきりこういう流れで、こういうことで、こういうことで2,000万円払って引き渡しを受けましたというのを、分かるようになるのかというところが、やっぱり2,000万円ってものすごく大金なんですね。町長も政策をあれしたい、これしたいとたくさんあられて、もちろんそれは町民のために考えていらっしゃることだと思うので、2,000万円のお金が実際今あったとしたら、そこに振り分けたりとか、何か一つ町民の方のために使えたお金かと思うんですよ、その2,000万円というのは。でも、今のざっくりとした話の説明だけでちょっと申し訳ないんですけど、それだけを聞いた状態だと、いらない2,000万円を払った感じでしか受け取れなくて、私としては。内訳がこうあ

って、こうあって2,000万円というのは、その内訳は分かるけれども、それが果たして本当に必要なお金だったのかというところでなってくるかと思うので、役場としても、先ほども何人も議員さんのお話だったり、町長のお話もあったんですけど、役場としてももちろん責任があるということでおっしゃっているのであれば、その話合いもそうですけど、結局は、きちんと責任、こうでこうでという流れを、その時にいた役職の方がいらっしゃらなくて難しいというのは分かるんですけど、やるかやらないかだと思うので、やっぱり、やったけど結局はこうだったって、はっきり町民の方に説明ができるようになるまで、もうちょっと具体的な話を進めていただければなど、ちょっと長くなつて、私も言いたいことをうまく言えなかつたんですけど、すみません。

委員長（永田 勝美 君）

井上委員、意見でよろしいですか。

井上委員。

委員（井上 智恵美 君）

はい。

委員長（永田 勝美 君）

ほかにございますか。

中川委員。

委員（中川 由美恵 君）

同じような話にはなるんですけども、一般企業から言うと、2,000万円例えばお金があったとして、その内訳をという話になったら、確実にその裏づけ、それを何に使ったのかというのは提出しないといけない、その法で定められていることがあると思うんですね。それは、形が変わっても同じだと思っています。もっと言えば、住民の方たちのお金、2,000万円というのをどう運営されていくかというのは、やはり役場側の、執行側のところだと思います。

それで、その2,000万円の内訳も、こうやって先々お話をされても、見解が、もうどうしても人が辞めているので分からんんですというふうな答えを出されてしまうと、その2,000万円の内訳も出されたときに、本当にそれが正しいものであったのかどうかというのも、疑問にちょっと感じてしまったりします。

そして、本当に私たちが説明責任を、議員になってからしないといけないわけなんですけれども、そのときにどう説明をするのかというところで、関係者の方々が辞められているので、一切正しいことが分からんんですというお答えを、私たちはしていいのかという確認をさせてください。

そして、関係者の方々の、その4人辞められていらっしゃるということで、それに関わった、今いらっしゃる方々はいらっしゃらないのか、本当にその方々が御存じではないのか、この先、本当に迷宮入りさせてしまわないといけないのかというのの確認をさせてください。よろしくお願いします。

委員長（永田 勝美 君）

総務理事兼庁舎建設室長。

総務理事兼庁舎建設室長（大平 弘明 君）

金額等につきましては積み上げがございますので、そういったところで、これまでも委員会

等でお示しをさせていただいたかと思っております。（委員長「内訳ですね。」）はい、内訳についてですね。

関係者がいないから分からぬということについてでございますけども、それは明確な原因がどこにあったか、何割なのか、そういったところについてが、なかなか明確にすることは難しいということで、あくまでも原因は様々な要因が重なり合って、今回の約5か月近い遅延につながったということではございます。

また、関わった職員が、今在職する職員が知らなかつたのかということにつきましては、今現在、私が聞いているところでは、議会のほうにお話ををして、説明をしている内容と同じことについてはやはり知っていますけども、それ以上のことについての話は聞き及んでいないというふうな状況でございます。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

中川委員。

委員（中川 由美恵 君）

その内容はよく理解しましたけれども、私はその令和6年度のほうには全く関わってはいないので、広報紙を見るなり、お話を聞いたりするぐらいのことしか理解力がなかつたんですね。でも、議員になってからやはりその私に対する期待を持って下さっている方々は、それを含めて原因を見いだしてくれるんじやないか、追及してくれるんじやないか、話を聞いて、それを伝えてくれるんじやないかという思いもあられる方がたくさんいらっしゃるので、そこを考えると、やはり誰のお金かということは分かっているので、その原因是はつきりとさせるべきだと思っておりますので、分からぬから、もうしようがないからというお答えはしていただきたくないなと思っておりますので、その御理解だけはしていただきたいです。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

ちょっと休憩しようかなと思っているんですけど。

町長、短くお答えいただいて。

暫時休憩します。

(11時25分 休憩)

(11時28分 再開)

委員長（永田 勝美 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、5番を終わりたいと思いますがよろしいですか。

（「異議なし。」の声あり）

それでは、45分まで休憩します。

暫時休憩します。

(11時28分 休憩)

(11時44分 再開)

委員長（永田 勝美 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの答弁の中で一部追加がありますので、庁舎建設室長から追加発言をお願いします。

総務理事兼庁舎建設室長。

総務理事兼庁舎建設室長（大平 弘明 君）

まず、1点目でございますけども、川副議長のほうから御質問があつておりました、2,000万円の内訳の中に入件費が含まれているのかということでございましたが、この点につきましては、直接工事費等に含まれる人件費、これは含まれておらず、諸経費の部分についてのみの2,000万円ということで、その分にかかる約5か月間の費用ということでなっておりますので、よろしくお願ひします。

もう1点ございまして、井上委員のほうから御質問があつた際に、私のほうが説明が十分でないで申し訳なかったんですけども、監理にかかる費用についての2,000万円のお話をしておりまして、建設工事にかかる2,000万円とは、また別の費用ということで御理解いただければとうふうに考えております。よろしくお願ひします。

委員長（永田 勝美 君）

よろしいですか。

それでは、ちょっとお諮りしたいと思いますが、次は6番なんですけれども、ちょっと時間の調整をしたいと思いますので、先に8番の住民福祉課のほう、井上委員の質問の分から先に審議をしたいと思いますが、皆さんよろしゅうございますか。

（「異議なし。」の声あり）

それでは、続きまして、8番の質疑について、住民福祉課に対する質問でございます。井上委員からの質疑でございます。

執行の説明を求めます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

事業評価シートは177ページになります。

病後児保育事業になります。すみません、当日、利用料のお尋ねがあつたんですけども、明確なお答えができませんでしたので、きょう回答をさせていただきます。

病後児保育事業につきましては、町内2か所で実施をしております。事業所は、施設名、青い実幼稚園とさざなみ保育園になります。どちらの事業所も、看護師1名と保育士1名を配置して事業を行っております。

お尋ねの利用料金につきましては、青い実さんが時間単位での設定の利用料金、さざなみ保育園さんは5時までが1,000円、6時までが1,500円という設定で、それぞれ利用料金を徴収しております。

もう一つお尋ねの、町の補助金はあるのかという、利用料に対しての補助金なんですけども、今のところ利用料の補助制度は現在ありません。

回答は以上です。よろしくお願ひいたします。

委員長（永田 勝美 君）

それでは、井上委員の追加質疑をお受けいたします。

井上委員。

委 員（井上 智恵美 君）

こちらのほうは、佐々町外に住まれていて、この保育園に預けている方だったり、その病後児だけを利用される方もいらっしゃるのでしょうか。

委 員 長（永田 勝美 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

病後児保育の利用の際は事前登録ということで、登録をしていただいて利用している状況です。病後児については、うちのほうは2園しか運営はしていないんですけども、下のほうにあります西九州させぼ広域都市圏連携事業、こちらのほうで佐世保市の保育園も相互に利用ができるようになっております。

以上です。

委 員 長（永田 勝美 君）

井上委員。

委 員（井上 智恵美 君）

登録の分は分かっているんですけど、佐々町民じゃない方も登録して利用できるのか。

委 員 長（永田 勝美 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

説明が不足しておりますすみません。佐々町外の方も、先ほど申しました西九州させぼ広域都市圏に入っている自治体であれば、こちらの、佐々町の2園の病後児保育のほうも利用が可能ということになっております。

委 員 長（永田 勝美 君）

よろしいですか。

井上委員。

委 員（井上 智恵美 君）

この西九州させぼ広域都市圏連携の分でお互い様というか、佐々の方も佐世保の、多分、かんべ小児科医院さんとかが病後児あるかと思うんですけど、そこに預けられたり、逆に佐世保の方は、かんべ小児科医院さんいっぱいで、こっちにという方もおられるかと思うんですけども、補助金で国から3分の1、県で3分の1、町で3分の1ということで、町のお金もかかっているような状態であるかと思うんですけど、もうお互い様ということで、佐世保市の方も特に金額が、この金額じゃなくて、ちょっと佐々町民の方は違うんだよということとかはなく、場所によって、この青い実幼稚園さんとさざなみ保育園さんでも料金体系は違うので、その分で保護者の方が払って預けられているとは思うんですけども、佐世保の方も町の方も、もう一緒の金額で行われているということで間違いないでしょうか。

委員長（永田 勝美 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

利用料の補助制度の件でよろしいでしょうか。

佐世保市さんにお聞きしたところ、佐世保市さんでは、生活保護と住民税非課税世帯、その世帯に関しては全額補助ということでお聞きしております。

あとは所得割のみ課税のところを半額の1,000円の補助制度が、佐世保市さんのほうではあるようです。松浦市さんにも確認したんですけど、松浦市さんもうちと同じように補助はないということで回答を得ております。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

よろしいですか。（井上委員「はい。」）

委員の皆さんから関連しての御質問はありませんか。

（「なし。」の声あり）

では、私のほうから1件だけですが、今の事業費の中で、令和6年の決算は、令和5年度と比較して若干、一般財源の持ち出しは減っているんですけども、令和7年度予算ではかなり倍以上に、一般財源の予算が増えているというふうに、資料になっておりますけれども、この要因というのは何かあるんでしょうか。

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

利用料をちょっと見ていただくと、令和4年から令和5年、令和5年から令和6年と、利用人数が徐々に増えているというところもありまして、その実績を基に予算のほうを計上しているという状況です。

委員長（永田 勝美 君）

分かりました。

ほかにございませんか。

（「なし。」の声あり）

それでは、なければここで暫時休憩したいと思います。

午後1時から再開したいと思います。よろしくお願いします。

暫時休憩します。

（11時53分 休憩）

（13時00分 再開）

委員長（永田 勝美 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、6番目の質疑について、建設課に対する質疑でございます。須藤委員からの質

疑でございます。

資料は、本日配られた資料の4枚目についております。今回、資料要求となつておりますが、執行のほうから補足して説明があればお願ひします。

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

タブレットの建設課ほか、一般会計・水道事業会計・公共下水道事業会計、下請使用数調査（総括資料）をお願いいたします。

委員長（永田 勝美 君）

データは何ページですか。

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

何ページではなくて、5日目総括の5行目でございます。

委員長（永田 勝美 君）

手元の紙でいいです。

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

それでは、資料に基づき説明をさせていただきます。

令和6年度の建設工事における下請の実態調査をさせていただきました。

まずは、各課に分けて工事件数等の調査をしております。

最終的に、一番下の合計になるんですけども、全ての工事件数が50件ございました。そのうち4件が直営で工事をなされておりましたので、3列目ですけども、46工事につきまして下請の申請が提出されております。

その下請のうち、次からは延べ業者数ですけれども、一次下請業者数で110の業者が、一次下請で入られておりまして、そのうち20社が町内、90社が町外の業者を一次下請で使用されて工事をなしております。

続きまして、二次下請業者ですけども、125社が二次下請として工事に当たられております。そのうち7社が町内、118社が町外の業者でございます。

続きまして、三次下請業者です。60社が工事に従事されておりまして、そのうち4社が町内、町外が56社でございます。

四次下請まで使われている工事がありまして、四次下請業者といたしまして7業者、そのうち町内はありませんで、町外が7社でございます。

以上が、工事に基づいて、町内と町外がどれだけ下請に入られているかっていう調査をした結果でございます。

以上でございます。

委員長（永田 勝美 君）

追加質疑をお受けしたいと思います。須藤委員からございますか。

須藤委員。

暫時休憩します。

(13時03分 休憩)
(13時04分 再開)

委員長（永田 勝美 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

資料ありがとうございました。全体像が分かりました。請けまして、4社が直営で全てやったということですので、それはそれでいいんですけど。

町外、以前は極力町内業者を育成のためお願いしますというのを、執行のほうから伝えていたといふんですけども、なかなか町内業者も少ないから、こういう結果が出ていると思うんですけども、1社で全てをするのは、いろんな電気工事とか、いろいろあるから仕方ないと思うんですけども。この一次からずっと四次ありますね、そうしたら、頼むときはある程度の、一次も二次も三次も、ある程度資格者がいるということになるのかなと思って。ただ現場的にここをしといてっていうだけで、もう相手が出たとおり認めているのか、認めるときの条件というのはどういうのを条件につけてあるのかですね。申請が出た場合、なさっているのかなと気になります。

あと、町長にお尋ねしたい。この表を見て、どのようにお感じになったかですね。今までどおりいけば、このとおり町外業者にほとんど付き合いの関係もあるかと思うんですけど、仕事の量が町外に流れていくという形になるものですから、どう感じられるのかなと思って、町長にそれをお尋ねしたい。2点です。

委員長（永田 勝美 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

業者の確認ですけども、施工計画書の中で施工体系台帳を出していただいております。その中で、その業者の契約書、元請と下請業者の契約書等とか、その下請の体制等を施工計画書で提出いただき、その中で業者については確認をしているところでございます。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

町長。

町長（濱野 瓦 君）

今でも入札会場において、下請及び物品、資材等の発注に際しては、町内で調達できるものは、優先して町内業者にお願いしたいという項目を入れて、注意事項としてお渡しをいたしております。

それと、この表から感想なんですけども、意外と町外が多いというふうには思いますけれども、町外の業者さんにおいても、町民の従業員さんはいらっしゃるというふうに思っておりますので、それと、業者さんの日頃の付き合いというのがあって、その方、町内で調達できて、安く調達できれば町内の業者さんというふうになるんでしょうけど、そうでなかつた場合は、やっぱり日頃のお付き合いの業者さんになってしまふということが、見えて取れるかなというふうに感じているところです。

今後もできるだけ町内業者さんに発注して、発注してというか、資材調達、町内業者さんから資材調達や二次下請、三次下請に入っていただくようにお願いしたいというふうに思います。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

分かりました。その中で2点ほど伺いますけど、今回の令和6年度決算を控えて、談合事件が起きたわけですけど、御存じのように松瀬団地ですね。あれと図書館のLED化なんですが、この状況について、この下請状況はどうだったのかなと思って、分かれば、それぞれの元請から下請の状況はどうだったのかっていうのと。

それから、御存じのように補助金関係が出ていると思うんですけども、それについて減額とか支障はなかったのかというのをちょっと聞いておきたいなと思います。

定期監査のほうで受けられたかどうかは分かりませんけど、監査のほうから何か指摘が、もし監査を受けておれば、あったのかどうかということを聞いておきたい。まずはそれを。

委員長（永田 勝美 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

建設課分の松瀬団地AB棟給水管改修工事ですけれども、この工事につきましては、一次下請で4社が作業に従事されております。そのうち4社とも町外でございます。二次下請以降は使用されておりません。

委員長（永田 勝美 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

図書館のLED化工事の分になります。資料にも書いてありますとおり、教育委員会で1件、これがLED化工事の分でございます。一次下請1件、二次下請1件ということで、両方とも町外の業者さんということになっております。

以上でございます。

委員長（永田 勝美 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

その工事に対する補助金等の御質問なんですけども、補助金等も含めてなんですけども、先般、この決算審査特別委員会の前に町長のほうから皆様の、議員さんのほうに報告がありましたけれども、契約書に基づき違約金を請求されるように契約書の中でなっているものですから、その手続を今、相手方とは、建設課の工事につきましては、その業者、そこと、今、その違約金について協議を開始しているところでございます。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

図書館LED化工事につきましても、先ほど建設課長が申し上げましたとおり、違約金について対象業者と協議を、話を進めているところでございます。

以上でございます。

委員長（永田 勝美 君）

監査の指摘については。

暫時休憩します。

(13時12分 休憩)

(13時13分 再開)

委員長（永田 勝美 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

監査については、特別な指摘はなかったということです。

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

庁舎と同じようなことをお尋ねしますけど、こういうのを踏まえて、やっぱり今回、前のとはね、首長がした案件ですけど、あとは職員とかいろいろあるかも分からないですけど、仮定の話で悪いんですけど、この入札制度とかいろんなことについて、防止対策を、どこでするか分かりませんけど、そのような検討をされるお考えがあるのかなと思ってですね。それは別に。

あとは、監査も事務局も、どういうふうに監査をしていくかっていうのもちょっと聞きたいなと思って、今から。防止策をどのようにしていくのかなと思って。また起きたら困るけん、3回までは許されるっていいたら悪いんですけど、1回あつたら駄目とでしょうけど、対策をどう考えておられるかなと、聞いときたいなと思います。

委員長（永田 勝美 君）

副町長。

副町長（濱田 能久 君）

須藤委員の質問に対しましては、以前は、公正取引委員会からの説明とか指導があつていたんですね。それをまた少し始めようかなとは思っています。

それと、あとやっぱり職員一人一人が自覚して、もう設計書は絶対、今は机には出していくませんけども、そういうのをやめさせたいということが一つあります。

それと、あとやっぱり自覚して、あんまり業者なんかとも話したりは、あまりしないようにということではしようかと思っております。

そうですね、以上です。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員。

委 員（須藤 敏規 君）

副町長、始めようかなって、はてなのついたけど、始めるのか始めるのかはっきり分からぬ。やはり防止策と、今後起きないように対策は取るべきだと思うものですから。

委 員 長（永田 勝美 君）

副町長。

副 町 長（濱田 能久 君）

それと、言い忘れましたけど、入札監視委員会をまた再度進めていきたいと思っております。まだ、監視委員さんには当たっていませんけども、一応弁護士さんと会計士さんと県の職員、NERCって大村ありますけども、そこでまたお願いしてみようかなということで、計画はしております。

それで、どうしてもこういう事件が起こらないように、職員と一丸となって一生懸命対応していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

委 員 長（永田 勝美 君）

総務理事兼庁舎建設室長。

総務理事兼庁舎建設室長（大平 弘明 君）

須藤委員の御質問の中で、今後、防止対策をどうしていくかという御質問がありましたけども、6月20日に談合防止の研修、こちらのほうを全職員対象に、今年度行っているところでございます。

その後につきましては、所管課のほうとまた協議をしながら、そういう研修を進めていくように計画していきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

委 員 長（永田 勝美 君）

町長。

町 長（濱野 亘 君）

今回の事件があつたことについて非常に遺憾ですけども、職員の研修については徹底をしてまいりたいというふうに、今後二度と起こらないように研修させていきたいというふうに思いますし、監査事務局については、協議をさせていただきたいというふうに思っております。

今の、議会事務局にあるということで不便ならば、検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

委 員 長（永田 勝美 君）

須藤委員。

委 員（須藤 敏規 君）

町長、ありがとうございました。私も監査事務局は、前のように執行のほうで持つてもらわんと、今3人で議会の予算について甘くなつた監査をするんじゃないかと、私自身思つてゐるからですね。厳しくやっぱり、専門家を入れて、監査の体制を3人でもいいですから取つていただければなと、これ意見でございますけど、よろしくお願ひします。

委員長（永田 勝美 君）

よろしいですか。

ほかの委員の皆さんから、関連しての御質問はございませんか。

棚橋委員。

委員（棚橋 優汰 君）

資料について確認したいことがあるんですけど、この資料の金額っていうか、その幾ら以上というのがあるでしょうか。例えば、入札が行われた工事だけを対象にしているのか、その見積りも含んでいるのか、そこちょっと教えていただければ助かります。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

工事に絡む分については上げております。下水とかの、取付管とかの工事は抜いていますけども、工事に絡むだけ、委託は対象外です。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

よろしいですか。

棚橋委員。

委員（棚橋 優汰 君）

分かっていて聞いています。すみません、申し訳ないです。一応質問しないといけないので質問しているんですけど、施工計画書ということで、建設課長の説明で、施工計画書の中で施工体制台帳とかっていう話が出てきました。施工計画書というのは、工事を始めるために、円滑に進めるもの、工事着手前に進めるもので必要なものだと思うんですけど、施工計画書の提出というのは、例えば500万円以上のときは義務づけられていると思います。500万円以下の工事のときは下請を使いたいというときは、どういうふうに対応されているんでしょうか。一応確認だけすいません、よろしくお願いします。

委員長（永田 勝美 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

委員おっしゃいましたように、500万円以上の工事につきまして、施工計画書の提出を義務づけているんですけども、500万円以下の工事につきましても、そういうふうな下請をどこが使うかとか、工事上必要なものにつきましては、簡易の施工計画書を提出させているところでございます。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

棚橋委員。

委 員（棚橋 優汰 君）

回答ありがとうございます。勉強になりました。ありがとうございます。

委 員 長（永田 勝美 君）

ほかにございませんか。

すいません、私のほうからちょっと大変初歩的なことかもしれません、この一次下請、二次下請、三次下請、四次下請というそれぞれあるんですけども、これの区分っていうのはどういうふうに考えたらいいんでしょうか。

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

一次下請が元請との次に結ぶ業者でございます。最初一次下請が、例えば、元請けがAで、B業者が下請けされて――

委 員 長（永田 勝美 君）

すいません、ちょっと質問が適切じゃなかつたですね。

区分は、要するに一次請の下請が二次請で、二次請の下請が三次請、その下が四次請って、それは分かるんですよ。それは分かるんですけど、要するに区分として、その一次請、どういう職種で、例えばどういう例があるのか。

例えば、四次請とかっていったら、なかなかイメージが湧かないですよね。一次請だったら建設業者が請けて、その電気工事があるから電気業者に請けると。その電気工事業者が、さらに左官工事だとかそういうのがあるから三次請にやるというふうに、そこら辺までイメージは湧くんですけど、四次請というのはどういうイメージがあるのかなと。例えばの例で説明していただけますか。

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

四次下請といいまして、そこまでいく例えばの、四次下請まであるケースは、大きな、例えばここで言いますと、四次下請があるのは庁舎で3件とか、水道課で4件とか上がっているかと思うんですけども、この分につきましては、庁舎で言いますと、庁舎の、この建物の庁舎建設で、大きな工事で、例えば鉄筋とかにしましても、その鉄筋が多いもんですから、それにまた協力する業者が枝葉のようにずっと分かれしていくような感じで、その下請がずっと増えてくるような感じになります。

水道課の分が、今、浄水場のポンプ室の建築工事を行っておりますけども、ああいうふうな大がかりな工事のときは、下請がずっと枝葉で分かれていきますので、この二次下請、三次下請、四次下請とずっと業者が入ってくるような格好になります。

委 員 長（永田 勝美 君）

はい、分かりました。

ほかに委員の皆さんから質問。

横田委員。

委 員（横田 博茂 君）

すいません、ちょっとずれるのかもしれませんけど、入札に関してですけど、その新体制になるちょっと前の入札に関して、町内業者がちょっと入らないようにされて、佐世保の業者が

入ったというようなことがあって、その説明は受けましたけれども、この表と先ほどの説明を聞いていれば、要は、町内に不正をしたような人はいないわけで、何でそこ、町内にいないのに佐世保から入れるっていうのがよく分からんんですけど。

いや、それは疑われていたから佐世保を入れましたというような説明は分かっていますけど、あえて不正をしたほうを入れるっていう、これをちょっと説明していただきたい。

委員長（永田 勝美 君）

しばらく休憩します。

(13時24分 休憩)

(13時27分 再開)

委員長（永田 勝美 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに委員の皆さんから関連しての御質問はございませんか。

（「なし。」の声あり）

なければ、6番の質疑を終わりたいと思います。

続きまして、7番の質疑について、出納室に関するものでございます。須藤委員からの質疑でございます。

こちらも資料要求となっておりまして、資料は5枚目になります。執行のほうから補足して説明があればお願いします。

会計管理者。

会計管理者（藤永 尊生 君）

タブレットのほうにも資料を上げさせていただいておりますけども、佐々町資金管理方針になりますが、内容についてですが、資金管理について、目的は、管理の原則や管理方法を定め、効率的な資金管理を行うことを目的とし、金融商品の保管や運用について、また資金管理体制、資金運用の計画についてなどが定められているものになります。

以上になります。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員、資料の説明がありました。

質疑がありましたらどうぞ。

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

タブレットに載せていただき、ありがとうございました。今、紙でいただいておりますので。

前回、10日でしたか、資金運用会議も開かずに預金をしているという答弁があったと思うんですけども、（聞き取り不能）な方針が、前、余剰金といいますか、支払準備のお金以外は証券とか債券とか買ってすると言って、急遽これは担当課長がつくった分なんですよ、バタバタして。だから、中身が充実しているとは私は思っていませんけどね。

要するに、預けるためにこれをつくらんばっていう質問があって、これができた分。その後、資金の管理の方針じゃなくて、正式な現金を扱うのは、会計管理者が責任取らんばって私は思

っているんだけども、ここでずっと読んでみたら、何か、ここで預金についてみんなで協議して預金していくような形で、会計管理者の責任とかはどこへ行くのかな。何かがあった場合は、ここが責任を取っていくのかなというのが伺えるもんですからね。資金運用会議、ここで決定してということになりますよね。通常は、会計管理者がこういうのは、資金管理計画規程とかつくって、歳計現金とか歳計外現金とか、その他お金をいろいろ預かっていると思うんですけど、それを区分けした計画書を立てて、1年間こういう支払いが出てくるから、各課に調査をしていたわけです。大体工事費は何月頃に出すからって、各課に照会して、それを取りまとめて資金をこれを定期にするか、債券を買うかというのをしてきたからですね。そういうのは、やっぱり会計管理者の権限だろうと私は思っているんです。その報告は、この資金運用会議じゃなくて、町長に、町長から何か分担して仕事を与えられているから、町長と会計管理者で報告したりすればいいって、会議では諮るのはどうかなと私は最近思ってきたから、これの見直しをしたらどうかなと思うわけです。

本当に会計管理者としてお金を預かって、支払準備金にこれだけするって案を出して、つくるとはやっぱり会計管理者だろうと私は思う。どうでしょうか。意見をちょっと聞かせてください。今までどおりこの方針にのっとってして、責任は副町長がなってらっしゃるのかな。トップが責任を取るのかどうか、お金を預かられないんですよ、本当は。会計管理者がそういうのでつくってあるんですから、と思いますけどね。どうでしょうか。

委員長（永田 勝美 君）

副町長。

副町長（濱田 能久 君）

私自身がお金自体を扱えない立場にありますから、お金は預かれないと、その会議だけに出席しろということになるのかなと思うんですよね。そこら辺はちょっと、今、皆さん御存じのとおり、近親のあれになっていますので、金は扱えないと思うんです。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

会計管理者。

会計管理者（藤永 尊生 君）

こちらの方針の中に資金管理体制というのはございまして、こちらに資金管理の責任及び権限というのがございます。この中で「会計管理者は」ということで「資金管理の権限及び責任を有し」ということがございますので、こちらのほうで内容を確認しまして、行っていくという形になろうかと思います。

それで、最後に、資金運用計画の策定と運用実績の報告というのがございます。この中で毎年度、運用の金額、運用の期間などの運用についての計画を検討して策定するというのがございますので、この体制の中で運用については諮っていける形になると思っておりますので、この内容のほうでよろしいんじゃないかというふうに、今のところ思っております。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員、よろしいですか。

須藤委員。

委 員（須藤 敏規 君）

6番目かな、（1）の中に、権限と責任はその会計管理者があるから。ということは、この資金運用会議には、どこにどう預けようかっていうので、知つてもらうために開くっていうことですかね。

町長と会計管理者で協議すれば済むことだらうと思うんですが、どうでしょうか。

委 員 長（永田 勝美 君）

町長。

町 長（濱野 瓦 君）

須藤委員の意見ごもっともだと思うんですけど、職員には人事異動がつきまといますので、やはり詳しい人間がおったほうがいいので、それとやはりほかの職員も知っていたほうがいいというふうに思います。

私も、もしこれを運用を任せると言われても、ここはいいんではないかと思っても、やっぱり反対の意見があつたりすると思うんですよね。そこで、会議の中で協議しながら進めたほうが、安全策を取れるのかなというふうに感じておりますけども、御指摘があればまた検討してまいりたいというふうに思います。

委 員 長（永田 勝美 君）

須藤委員。

委 員（須藤 敏規 君）

もう少し煮詰めて食べられるようにした方針をつくってほしいなと思ってですね、意見だけ申し上げておきます。

委 員 長（永田 勝美 君）

関連して御質問ありますか。

（「なし。」の声あり）

それでは、7番の質疑を終わりたいと思います。

続きまして、先ほど8番やりましたので、9番の質疑について、保険環境課に対するものでございます。須藤委員からの質疑でございます。こちらも資料要求となっておりますが、執行のほうから補足して説明があればお受けいたします。

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

須藤委員さんのほうから御依頼がございました資料のほうになります。令和6年度の佐々川河川等水質調査の調査結果一覧になっておりまして、各数値のほうが掲載された資料になっております。

表の横列のほうが各調査地点を示しておりまして、表の右側のほうに定量下限値、環境基準値が記載されております。9月と1月に、現地採水による調査を実施しております、表の中段から下段にかけて調査結果のほうが値として示されております。

健康項目では、全ての項目が定量下限値未満で、環境基準値を満足しております。生活環境項目の方では、桃色に着色された項目が環境基準値を達成できていない項目となっております

けれども、おおむね環境基準値と極端なかい離はなく、達成率としては高い達成率となっております。

令和6年度調査の総評としましては、生活環境項目では、環境基準値を達成できなかった地点、項目がございますが、特に極端な異常、継続した異常があるとは判断されませんでしたので、今後も引き続き水質の観測、それから分析を継続して行っていきたいと考えております。

以上でございます。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

ありがとうございました。要するに、浄水場より上のほうの健康項目とかがどうなのかなと思っていたものですから、ことしは夏場が多くたから大変だろうと、基準値が悪いかなと思ったけど、そうだろうと思って。要するに、水は取水口からあるから、ちょっと心配していたもんですから、これは結構です。

水道水は、水道課に悪いんですけど、この基準値と、厳しい基準値をつくってあるわけですか。ちょっと聞いておきたいなと。

委員長（永田 勝美 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

水道に関しては、その浄水をした後の、給水をする際の水質基準というのが法律で定められています。これはもう確実にクリアをしないといけない基準ということになっておりますので、取水の段階でその基準値があるわけではございませんで、取水をした段階では、水質が多少、日々水質は変化しております。

ちょっと濁度が強かったりとか、ペーハーが高かったりとか、いろいろ日々変動はありますけれども、それに合わせて浄水をする際、それから給水、送水する際ですね、その手前までの段階で薬品等々の量を調整しながら、水質基準を満たすような運用をしておるということでございますので、今のところ水質基準に関してはクリアをしているという状況でございます。送る水に関してはですね。

以上でございます。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

いいです。

委員長（永田 勝美 君）

よろしいですか。

関連してほかの委員から質問がございますか。

黒田委員。

委 員（黒田 龍之介 君）

この表の9月の生活環境項目のところの神田川、3番目のところの大腸菌数2,400というところだけ、数字だけ異常に感じるんですけども、分かりやすくちょっと説明をいただければと思います。この大腸菌数は、川にどのような影響を及ぼすとか含めてですね、説明いただければと思います。お願いします。

委 員 長（永田 勝美 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

成果説明書の204ページのほうにも、少し解説のほうは載せさせていただいているけれども、こちらの大腸菌数につきましては、田畠への施肥、それから家畜や野生動物のふん尿によるものが影響しているものではなかろうかということで、分析のほうがされております。

おっしゃるように、この神田川の、9月に実施しましたこの値というのが非常に高くなっていますけども、その後の1月のほうでは、環境基準値は超過しているんですけども、大きく減少しておりますので、継続したような状況にはないということで判断しているところです。

以上でございます。

委 員 長（永田 勝美 君）

黒田委員。

委 員（黒田 龍之介 君）

ありがとうございました。いわゆるその理解としては、この時期に、例えば畜産とか農業関係の方の飼育されているふんとかが川に流れたのが、偶然強かつたような解釈で問題ないということですかね。はい、ありがとうございました。

委 員 長（永田 勝美 君）

ほかにございますか。

（「なし。」の声あり）

それでは、以上で、9番の質疑を終わりたいと思います。

続きまして、10番の質疑について、教育委員会に対するものでございます。須藤委員からの質疑でございます。執行の説明を求めます。

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、10番の学校給食費負担軽減事業に絡んでの、消費税の申告状況についてでございます。

まず、各学校の消費税の申告状況についてということで、佐々小学校につきましては、消費税の納税義務者ではなくなった旨の申出書を税務署のほうに提出をしており、申告はしておりません。

口石小学校と佐々中学校については、令和7年5月に、令和6年度分の申告を提出をしておる状況です。その時に口石小学校については8万6,600円、中学校については5万5,500円を納付している状況でございます。

以上でございます。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

消費税対象の金額は幾らか分かりますでしょうか。

佐々小学校も申告しなくてよくなつたということですけども、金額はどのくらいなのか。

委員長（永田 勝美 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

まず、口石小学校の分になります。課税標準額としまして、3,087万6,000円でございます。

それから、中学校についてでございますが、こちらのほうが、3,007万6,000円が課税標準額ということで申告をしております。

すいません、ちょっと佐々小学校については申告もしていないところから、ちょっと手持ちが、申し訳ございません、ない状況でございます。

以上でございます。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

佐々小学校は、申告しなくていいってなつたということなんんですけども、課税標準額が少なくなったということだろうと思うんですけども、そこら辺も分かりませんですか。

一つは、減免措置がいろいろあったからこうなつたのかですね。本来でしたら5,000万円ぐらいあつたのかですね。結構、軽減で8,000万円ぐらい出していたかな、幾ら出していたかな。そういう影響をしているのかなと思って、どうでしょうか。

委員長（永田 勝美 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

すいません。この申出のほうになりますが、その申出をする前の状況というところでは調べてございまして、平成28年の申告では1,497万円ぐらいの申告でしたけれど、それ以降、平成29年では857万円、それから平成30年が900万円程度ということで、それで1,000万円を切るということで、このような申出のほうを税務署のほうにしておるところでございます。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

税財政課長、消費税の申告は何千万円から、1,500万円からだったでしょうかね。（税財政課

長「1,000万円です。」)1,000万円。

委員長（永田 勝美 君）

よろしいですか。

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

この消費税がかかった8万6,600円とか5万5,500円というのは、保護者からの給食会計から収めたということになるんですかね。どうなるんですかね。給食費の中から収めたということになるわけですね。還付はなかったということですかね。どうですか。全体の給食費の会計ですから、そこから払ったということになるんですかね。

委員長（永田 勝美 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

各学校の給食会計のほうから払ったということでございます。今回については、還付はあつていませんということでございます。

先ほど佐々小学校の分で補助金の分をおっしゃられたと思いますけれど、町のほうから補助金等を出しているというところで、そこの標準額が下がったということでございます。

以上でございます。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

ということは、公共団体がやっぱり給食会計を持ったほうが、消費税は納めなくていいようになるわけですね。早くせんばですね。意見で申し上げておきます。

委員長（永田 勝美 君）

よろしいですか。

関連して、委員の皆さんから質問ございますか。

（「なし。」の声あり）

なければ、10番の質疑を終わりたいと思います。

続きまして、11番の質疑につきましても、教育委員会に対するものでございます。須藤委員からの質疑でございます。執行の説明を求めます。

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

それでは、各種育成補助金についてでございまして、追加で資料のほうを出させていただいております。その資料のほうと一緒によろしくお願ひいたします。

委員長（永田 勝美 君）

手元資料9ページですね。よろしいですか。
はい、どうぞ。
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

まず、この教育委員会所管の育成補助金についてでございます。八つ補助金がございます。
それでは、資料のほうを見ていただきまして、補助金名、それから団体数、人数、それから令和6年度の補助金額、それから補助金額の算出根拠及び算出方法等ということで、この順番で出させてもらっております。

例えば、一番上の地域婦人会の育成補助金で申し上げますと、6支部で80人の団体でございます。補助金額については32万3,000円で、補助金の算出根拠でございますけれど、こちらについては右のほうに丸で書いてございますが、予算の範囲内で町長が定める額と書いておりますが、これについては、もう一つ資料を添付させてもらっております「佐々町教育委員会関係補助金等交付要綱」の別表にあるものでございます。これは、後もって説明をさせていただきます。

その下に、算出方法ということで、前年度の事業実績と新年度の事業計画を勘案し、算定をしておるところでございます。

以下の団体についても、大体同様な根拠でやっておるところでございますが、上から3段目の女性学級育成補助金については、例えば、算出方法については、活動実績により区分を4つに分けて算定をしたりとか、そういうふうに各補助金によって算出方法が違ったりもしているところでございます。

次に、補助金の交付要綱のほうをお願いいたします。

補助金の根拠としましては、この佐々町教育委員会関係補助金等交付要綱になりますが、この要綱の、紙でいきますと3ページ、タブレットでいきますと2ページの右側になりますが、この表の2番の社会教育関係の分で、1番の地域婦人会から、1、2、3、5、6、7と、その下の3番の社会体育関係ということで1、2、これが育成補助金ということをしている補助金になります。

この別表中の交付の目的、補助事業内容、対象事業等は記載のとおりとなっておりますけれど、算出根拠については、先ほど申し上げました、この補助率又は額というところで書いている「予算の範囲内で町長が定める額」と、先ほど説明したとおりでございます。

なお、当初予算編成時に「補助金等に関する調書」ということで作成をして、各団体が実施した前年度事業の検証を行い、新年度事業に対する補助額が適切であるかどうかということを確認した上で、予算のほうについては要求をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員、追加の質疑がございましたらどうぞ。
須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

財政の立場から、昔からある補助金については全て見直して、それから一から出直さんば、今の時代や昔、江戸時代までは言いませんけど、何代か前の町長さんが、炭鉱が閉山した後から、事業はできないから単独事業の政策としてずっと積み上がってきたのが、この補助金の中に入っていると私は思っているものですから。今の時代に合うように、一遍全体を見直してす

べきじゃないかなと考えて言っているんですけど、たまたま育成だけがかかったんですけど、恐縮でございます。

全体の補助金について見直さないとという考え方を持つとるものですから、当初の目的からすれば、要するに子ども会関係が多いわけですね。当初始まって、炭鉱閉鎖になって子どもたちがいろいろして、やんちゃ坊主がいれば子ども会に入れて、何とかコミュニティとか子どもを守ろうと思って、多分炭鉱時の人たちと一緒にいたからですね、それからずっと流れで来てくれるんだろうと思うんですよ。

もう親は働きっぱなしで、子どもは見る人がいないから、育成のためにということで始めたんだろうと私は思っているんですけど、そこで当初の目的が終わったら、どうしようと思って始められたかがありますね、目的が書いてあるけど。ですから、もう目的が終わったのは廃止していいんじゃないかなと私は思っているものですから、そこら辺を教育長さんが詳しいから、公民館活動とかいろいろ知つてらっしゃるでしょうし、ですから、そこら辺でこの金額が多いけん駄目とは言ってないんですよ。もう時期が終わったんじゃないかなと私が思うからですね、いつまで続けるんですかと言いたいんです。

畜産関係でもさ、報償金でいろいろ、名称は言いませんけど、出してある。もう時代が終わったから見直して、別の方で助成とか交付をするとか、そういうのを検討してほしいと思っているものですから。町長さんがどう思われるか知りませんから、担当者は言われるとおり右に、須藤、佐藤は仰せのとおりって言ってね、課長さんがいたから、私と須藤で佐藤といいたら、仰せのとおりって働いてきたものですから、町長さんがどう思われるか。改革せんばと思われるか、改革は私しきらんから、改善したいと思って出てきとるから、町長さんの御意見をちょっと聞いておきたいなと思った。見直す気があるかどうか、補助金について。

委員長（永田 勝美 君）

町長。

町長（濱野 亘 君）

行財政改革の中で前もされて、結果的には各種団体、補助金の見直しについてはできなかつたということで、平成18年でしたかね、一律5%カット。時間と労力をかけた上、結果的にはどこの団体にもメスを入れきらないということで、平等に削減をしたという経緯がございます。

私の考えとしては、各種団体が、この教育委員会関係は特にですけども、自分たちで運営して何とかやっていこう、例えばスポーツ行事にしても、町がするんではなくて、各団体がやっていただるために補助金を出していると、運営補助金を出しているという形なので、これは町の活性化にはありがたいものだというふうに評価をしておりますけども、今言われたように、昔から同じように補助金を出している団体もございますので、そのところはやはり見直しをしないといけないというふうに思っておりますけど、いつできるかなと、今の段階ではちょっと非常に厳しい状況なので、私はそこは改善していきたいというふうに思っているところです。

こういう答弁でよろしいでしょうか。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

意欲があればいいと思っていますから、とにかく要するに、今こうずっと見れば、団体に80人、200人、それぞれ活動をなさっているからいいんですけど、ここに入っていない方もまだたくさんおられると思うわけです。ですから、その人たちをどうやって、この健全育成を主になさ

っておられるから、巻き込むかっていうのがやっぱり課題になるわけですから。育成補助金だから、教育委員会の担当者は指導をせんばってということです。どうやって指導をして増やしているか、何か、ポチャッと投げるのがありますよね、ああいうのとか、子どもを連れて行ってさせるとかですね、いろんなものを考えてね。まあ、自主的にしてもらうのが、そのために育成補助金を出したと思うから、目標が終われば別の形のあれでも、お金を出すなとは言っていません、育成ではもう終わったんじゃないかなと。自立して同じようにいっているから、なかなか入れって言っても、もう入ろうと思わないから。だから、スポーツ大会なんかは、みんなで開いてするとか、いろんなアイデアを出してすれば、価値があるんじゃないかなと思ったもんですから。私の独断の意見ですいません、参考になりませんけど、とにかく、町長が意欲的に、意志はあるようだから、評価はしておきたいなと思います。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

関連して、委員の皆さんから質問はございませんか。
黒田委員。

委員（黒田 龍之介 君）

今、須藤委員からありました内容にちょっと付随して、私もその、町内会への補助とか、あとは子ども会への補助みたいなところで、ちょっと御意見を含めてお伝えしたいことがありますし、いわゆる今は人数一人当たりで予算を決めているような形になっているのかなと思うんですけども、その一人当たりでいくと、結構ここ最近は、コロナ禍以降、やはりイベントごとに消極的な組織が増えてきている中で、その中でも町内会や子ども会、それぞれで頑張っているところもあるかと思います。目的がズれて、開催して楽しむだけになっては本末転倒なんですけども、積極的に活動されているところは予算がないというところで、保護者さんたちがお金自分たちで出しながらやっているようなところも見受けられますので、目的をしっかりともう一度見直して、あとは予算の配分の仕方も前年度実績、活動実績に合わせて分けていると言いながら、ほとんどここは町内会とか子ども会じゃないんですけども、似通った数字にはならないかなと思うんですよね。町内会や子ども会というところは、予算を組み立てるときに前年度を含めればですね。

なので、ちょっと実態を調査しながら、予算の配分はしていただければと思っております。一応、意見になりました。

以上です。よろしくお願いします。

委員長（永田 勝美 君）

ほかにございますか。

（「なし。」の声あり）

それでは、11番の質疑を終わりたいと思います。

これで、一般会計に関する確認事項等を終わりたいと思います。

暫時休憩します。2時15分から再開します。

(14時01分 休憩)

(14時14分 再開)

委員長（永田 勝美 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、次に12番の質疑を行いたいと思います。

12番の質疑については、国民健康保険特別会計に関するものです。保険環境課に対するもので、須藤委員からの質疑でございます。執行の説明を求めます。

町長。

町長（濱野 亘 君）

前回の決算審査特別委員会で、課長が一応答弁をしていると思いますけども、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

本町の国保財政につきましては、これまでも所管委員会を通じ、毎年度議会へも御報告をさせていただいておりますが、単年度収支の赤字が続く中、不足する財源につきましては、財政調整基金からの繰入金で補いながら、何とか運営してきたところです。

御承知のとおり、令和7年度の国民健康保険特別会計の当初予算では、7,400万円もの基金繰入れを行っており、現在、令和6年度の決算剰余金の2分の1を積立てましても、残高は2,300万円程度しかない状況となっておりまして、来年度分の特別会計への基金繰入金が不足する見込みでございます。このような状況から、来年度の税率改定は避けることができないと考えるところであり、先月の9月12日開催されました総務厚生委員会におきましても、税率改定に向けた考え方について、調査いただいたところでございます。

今後、来月開催されます国保運営協議会での意見を踏まえまして、次回11月の総務厚生委員会でも調査をお願いし、12月の町議会定例会へ保険税率改正の条例案を提出したいと考えておりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員、追加の確認はございますか。

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

1点だけ聞いておきます。

令和6年度で一人当たりの療養費ですか、どのくらいになっているのかなと。評価シートをちょっと出しきれないもので、書いてあるのかも分からぬんですけども、幾らになっているんですかね。

委員長（永田 勝美 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

申し訳ございません。今、手元に資料がございませんので、後もって確認して御連絡させていただければと思います。申し訳ございません。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員。

委 員（須藤 敏規 君）

いいですよ。

委 員 長（永田 勝美 君）

いいですか。

ほかの委員さんから、関連して御質問ございませんか。

（「なし。」の声あり）

それでは、私のほうから。先ほど国保財政の現状について、町長からもお話をありますて、実は、今回いわゆる繰入れが多額に上ったという一つの要因として、単年度収支が大幅に赤字、赤字が拡大したという状況があります。昨年度から、県への納付金の激変緩和措置が終わりまして、それで毎年3,000万円ずつ増えるというような感じで、ことしは多額の県納付金が発生したことになります。

国保の県単位化につきましては、もともとは、国保財政の安定を目指すということが、もともとの趣旨だったかというふうに思うんですが、残念ながら佐々町の場合は、佐々町の独自の、いわゆる受診を控える、あるいは健康づくりの様々な取組、そういうものの反映が、県全体に薄まって、佐々町の取組というのは保険料に反映しないという結果になっているということは、非常に残念だなというふうに思っているところです。

国保につきましては、全ての町民がほぼ一度は入るという時期がありますよね。定年になって後期高齢者になる間の方とか、サラリーマンの家庭でもそういうことがありますし、だから、全ての町民が対応することありますし、国保というのは国民皆保険制度の下支え、要するにほかの保険に入らない人は全て国保に入るという格好になってきたわけですから、そういう意味では、町民の中でも相対的に所得の低い方が対応せざるを得ないと、入らざるを得ないという構造になっているんですね。そういう中で国保税の引上げというのは、本当にやっぱり町民の暮らしにとっては、極めて重要なファクターになるのではないだろうかと。

やっぱり求められるのは、国からの補助金の拡大というのがどうしても必要でありますし、その中でも子どもさんにもかかっている人頭割、いわゆる均等割課税、いわゆる一人当たり幾らということで、赤ちゃんが生まれたら一人当たり幾らという形で、均等割が課税されるということになっていて、子どもさんの分については、小学校入学までは無償してくれという要望が非常に強くて、国も数年前から半額を負担するということにしたわけですけれども、私はこの間ずっと、少なくとも、その均等割の残り半額についても町が負担すべきではないだろうかということを、ずっと申し上げてきました。財源的に必要なのは100万円足らずということでありますので、これは是非実現してほしいということをずっと主張してきたんですけども、なかなか実現には至っていないという状況にあります。

そもそも国保に対する国の補助というのがどんどん削られてきた。割合として、金額は増えているんだけれども、割合としては、かつて45%国が補助してきたものが、今は20%台の補助になっているんですね。ですから、国の負担を元に戻すべきだということは重要で、国保に対しては、全国知事会や全国市長会も補助金を増やせと、国保に対する国の負担を増やせということを毎年要望してきています。

そういう中でなんですかね、是非この際、改めて国保の改善に向けて、町としても国、県に対する要望というのを強めていく必要があるんではないかというふうに考えますが、その辺りについて、町長お考えのところがあれば伺いたいなというふうに思います。

町長。

町長（濱野 亘君）

今、永田委員長がおっしゃったとおり、以前と比べて非常に国からの持ち出しが少なくなつてきてている状況で、国保税については既にもう随分と上がつてきている状況でございます。

国保財政は、国県からの交付金や負担金を除き、必要な財源は保険税で賄われていることが原則となっており、一部認められている一般会計から繰り出すことができる費用も、法令に定められたものに限り、法に定めのない費用の繰り出しあは法廷外繰入れとして、調整交付金の減額措置、要するにペナルティが課せられるということになっていますので、一般会計からの持ち出しあはしていないという状況でございます。

要望につきましては、町村会でも市長会でも要望が出されておりますけども、なかなか実現に至っていないという状況ですが、今後も要望してまいりたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

委員長（永田 勝美君）

ほかに、皆さんからはございませんか。

（「なし。」の声あり）

なければ、12番目の質疑を終わりたいと思います。

続きまして、13番目の質疑につきましては、後期高齢者医療特別会計に関するものです。保険環境課に対するもので、須藤委員からの質疑でございます。こちらは資料要求となつておりますので、執行のほうから補足して説明があればお願ひいたします。

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之君）

それでは、須藤委員から御依頼がございました、後期高齢者医療保険の不納欠損の状況ということで、資料のほうを追加で提出させていただいております。

令和6年度市町別不納欠損額一覧とした資料でございます。

表の左側のほうは、市町ごとの調定額、収納額、未納額、収納率、それから収納率の順位ということで載せております。表の右側のほうが不納欠損の状況になっておりまして、市町ごとの不納欠損の額、件数、人数を載せております。

県下21市町ございますので、収納率に関しましては本町が7位ということで、ぎりぎり上位に位置しているというような状況でございます。

不納欠損につきましては、一概に、単純の比較はできませんが、県全体の不納欠損額に占める本町の不納欠損額の割合は、約1%という状況になっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長（永田 勝美君）

追加質疑を受けたいと思います。

須藤委員からございますか。

須藤委員。

委員（須藤 敏規君）

一覧を見ますと、各町も不納欠損はかなりしておりますけども、川棚町、波佐見町を見ますと並かなと思って見ております。

不納欠損について、私たちはなかなか不納欠損といつても、私もまだよく分かっていないん

ですけど、住民の皆さんにとっては、この不納欠損の意味がよく理解なさっていないと思うんですね。要は公表をしてほしいということです。不納欠損が、地方税法に基づくいろんな項目がありますね。督促を出して催告状を出して、何日経過したらもう時効になるとかですね。そういうあがれが分からぬ。人が見たら、何かまけてやっているように見えるわけですね。担当者の事務執行の適正化を考えると、法にのっとってちゃんと不納欠損にもついていっているのかっていうのも、はっきり分からぬものですから。説明を受ける段階で、うん、ふむふむと聞いて帰っているんですけど、本当に不納欠損する対象者がどうなのかですね。国保とかほかの課も全体に関わるけど、たまたまこの、ここで言っているんですけど。やっぱり公表をせんば分からぬんじやないかなと思って、極力。だから、ああ、この人はやむを得ないなというのも分かるから、名前を出せということじゃなくて、言葉でもいいから、決算が終わったときには、そういう不納欠損の方法が5つぐらいありますよというのを、紹介でも何か出してもらえば分かるんじやないかなと思っているんですよ。行先不明は不明で、探さなくて不明かも分からぬし。個人ごとに、滞納者については、カードか何か作ってあると思いますから、追跡した結果、どうしても取れない人は不納欠損に行ったという形はやっぱり見せないとね。一般住民の人は「うちは辛抱して納めた」というのが、内部から不平不満が出る可能性があるから、そこら辺の取組について、この数字を見てどう思われるのかなと思って。担当者は一生懸命なさっているのは理解はしているんですけど。

この徵収をちゃんとすれば、こういうことはしなくていいんですけど、私も住宅係をしてきましたから、_____

ちゃんと納めましょうと言って取って回ったほうですから、よかったですけど。

とにかく徵収についても、町長さんにもお尋ねしたいんですけど、前の町長と話したのは、やはり職員が回ってせんばっておっしゃっていたからですね。しかし、実際の業務をしながら回る時間はあるのかなと半分思っていたけど、今は会計年度任用職員の方か分かりませんけど、一生懸命頑張ってらっしゃるからいいんですけど。差押えまでした職員がおるのかどうかも分からないんですけど。やっぱり職員の皆さんも、この徵収から、手続を取ることを覚えないと、いつまでたっても徵収というのが分からぬです。なかなかみんな順繰り、お金を使った人は、今度取るほうに回るとか、町長さん、異動して、お金を取る苦しさ、5,000円取るより、ぱあつて30万円も40万円も簡単に、数字だから使ってしまうわけです。そこら辺はみんなで分かち合って、共同で仕事をしていただければと思うんですけども、この会計について、今回、執行停止か、ああいうので取った経験があるのかなと思って。どこかな、今、後期高齢者で、差押えなんかはしたことあるんですかね。口座振替の推進をしているとか、そういう取組はされているのかなと思って、どうでしょうか。

委員長（永田 勝美 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

後期高齢者医療保険料につきましても、国民健康保険税につきましても、督促、催告、その次に財産の調査等を行いまして、差押えのほうは行わせていただいております。

委員長（永田 勝美 君）

実績は。

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

すみません、今、ちょっと手元に資料がございませんので、後もって御報告させてください。
申し訳ございません。

委員長（永田 勝美 君）

町長。

町長（濱野 瓦 君）

私も徴収はやって、差押え等をやってきましたので、まずは調査をした上で、御家庭の事情もあられますので、譲歩するところは譲歩して、きっちり納めていただくようには言ってきていたところですけども、今の職員は確かに家庭訪問とかはできない状況であるのかなと、昔のやり方では、やはり家まで行って、夜行ったり朝行ったりとかいう形で徴収はすべきだというふうに、先輩方から教わりましたので行ってまいりましたけれども、相当な時間がかかるって、結果、通常の業務を優先して窓口を優先したりとか、県の報告物を優先したりとか、空き時間とか目標を決めて、何月には徴収に回るよとか、そういうことは多分あんまりやっていないような感じで受けておりますので、言われる部分は十分分かりますけども、今、会計年度任用職員さんが一生懸命されて、国保では県下徴収率1位をずっと、2年連続されているようで、頑張っていると思いますけど、公表についてですけども、逆の効果があるんではないかと。公表することによって、住所不定になれば免れるというようなことにとられるとまずいのかなというふうに思っておりますので、委員会の中でとどめていただければというふうに思っているところでございます。よろしくお願いします。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

逆に、広報に載せることによって、こうやって取ってきますよと、逆にそういう広報紙を出してほしいなと思って。こうした場合は調査に来ますよとか、銀行の差押えが来ますよって言って。まあ、出し方でしようけどね。方法は、行方不明とか生活苦とかでその項目がありますから、それは書かない仕方ないですよね。逆に利用して、来ますよって。不納欠損をなくすためにお願いしますとか、方法はあると、一応検討してほしいですね。そうしないと不納欠損ってみんな分からぬ。「うちはまけてもらってなくなつたとよ」っていうこともあるから。でも、佐々にいないで転出すればいいけど、またして、またおられるじゃないかっていうのがあるわけです。そこら辺は全体的に考えて、方法を。徴収と不納欠損の在り方を検討しますと言ったら、いつ検討したかって言うから、研究しますぐらいでいいですから、してください。お願いします。

委員長（永田 勝美 君）

意見でよろしいですか。

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

はい、意見でいいです。

委員長（永田 勝美 君）

ほかに後期高齢者医療特別会計に関する委員の皆さんからの、関連しての御質問はありますか。

（「なし。」の声あり）

なければ私のほうから。今、後期高齢者医療をめぐっては、いわゆる保険料が非常に高いということと、これも保険料も増加傾向がずっと続いていますし、それから何よりも窓口負担が増えるということで、先般は、高額療養費の保険外しということなども、国会で話題になりましたんすけれども、後期高齢者医療で、今、給付率がいわゆる1割、2割、3割の現状の割合っていうのは、概数でも結構ですが分かりますか。

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

すみません、今、ちょっと負担区分の割合、人數の資料についてもちょっと手元にございませんので、後もって御報告させてください。申し訳ございません。

委員長（永田 勝美 君）

要するに、後期高齢者医療はかつてずっと1割負担だったんですけども、2割負担になり、それから、所得が一定額を超えると現役並みということで、3割負担になるんですよね。

一方で、後期高齢者医療というのは、75歳以上の方が入る保険なので、全体としては有病率が非常に高いし、医療費が相対的には一番高いところなんですね。だから、そこの財政が、もともと保険料だけでは賄えないということははっきりしていたんだけども、そこを現役世代が負担するという形になり、更に国からの負担金も出すという構造になっているんですね。かつては全部、現役世代の扶養家族だったんですよね。扶養家族だった方が多いわけですよね。

それとか、高齢者世帯の場合は国保だけだったんですけども、それが後期高齢者だけ分かれただということで、後期高齢者の医療費というのが高いんだよということが非常にクローズアップされてきて、その負担については、現役世代が負担をするんだよという形で、世代間の対立を生みやすい構造っていうのがつくられてきたというのがあって、2008年前後だったと思うんですけども、民主党政権ができる前、国民の間では反対、これを廃止せよという声が非常に強まって、そういう中で民主党政権ができる時は、後期高齢者医療廃止するということを公約してやったんですけども、実際はそれがそのまま生き延び続けてきたという経過があります。

そういう背景もあって、だんだんそういうつくられた経過が忘れ去られていくと、後期高齢者の医療費っていうのは、やっぱり高齢者は負担すべきだという流れに大きくなってきたなということを感じるわけですけれども、この後期高齢者医療というのも、要するに県の単位なんですね。県単位なので、県単位の保険者、長崎県後期高齢者医療連合会が全ての権限を持っていて、そこで全て決裁をするという形になっていて、いわゆる町としては、保険料を集めて納めるだけという構造になっているので、非常に自立性が乏しい保険財政になっているということで、非常に問題が多いなというふうに私は思っています。

そこで、改めて後期高齢者医療の現役並み負担の水準というのが、どの程度のものなのかということも含めて、後期高齢者医療の負担を増やすなという要望は、やっぱり上げていくべきではないだろうかなというふうに、私は思っております。

課長、今の後期高齢者医療の3割給付になる、現役並み給付になる水準というのは、おおむねどれぐらいですか。

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

すみません、そこも正確な数字を、今、把握できておりませんので、先ほどの区分ごとの人数とあわせて御報告させてください。申し訳ございません。

委員長（永田 勝美 君）

全部の議員さんにお願いしたいんですけども、区分は、そこはちょっと残念ですね。課長は知つとっていただかんといかんなと思うんですけれども、水準としてはそんなに高くないんですよ。現役並み負担といつても、所得が1,000万円を超えるとか、そういう人たちではないんですね。数百万円の所得で3割負担になるという意味では、本当に現役並みに負担が大きいんですね。

だからそういう意味では、後期高齢者医療の特性から見ると、非常に過酷な制度にならうとしているということは、考えておくべきではないかなというふうに思いますし、この改善も国県に対して求めていくということは重要ではないかなというふうに、私は考えるところですけれども、町長、お考えのところがあれば伺いたいと思います。

町長。

町長（濱野 亘 君）

現役世代、若い世代が、働く方の人数が減ってきており、後期高齢者の方が人数が増えておりまして、ずっと見直し後、3年ごとだったですかね。パーセントが変わってきて、負担率が変わることで、どうしてもこれは、若い人が納めないと成り立たないという状況で、ずっと増え続けてきている。これを改善するには、国のお金を投入していかないと、保険料はずっと上がり続けるというのは分かりきっているところで。あと医療費も当然ながら上がってきておりますので、今後また、医療費の改定があるような話がちょっと出てきましたので、非常に負担が大きいということで、もう少し国に対して要望をしていきたいというふうに思います。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

先ほどお尋ねがありました現役並み所得、3割の負担になられる方なんですけども、判定基準が課税所得で145万円以上の方が該当されまして、全国で約130万人、約7%の方が該当されるというような状況になっております。

委員長（永田 勝美 君）

佐々町は全国の所得水準よりちょっと低いんですけども、1万分の1として見れば、佐々町でも100人を超える方が、その対象になるということになるので、非常に重視すべき課題だなというふうにして考えております。

それでは、後期高齢者医療に関する皆さんからの意見、ほかに関連しての質疑ございませんか。

（「なし。」の声あり）

なければ、これで13番の質疑を終わります。

続きまして、14番の質疑につきましては、公共下水道事業会計に関するものです。水道課に対するもので、須藤委員からの質疑でございます。これは資料要求となっておりますので、執行のほうから補足して説明があればお願ひいたします。

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

資料につきましては、水道課、水道事業・公共下水道事業会計資料（総括資料）となっているもの、ペーパーのほうをお配りしてあると思いますので、そちらを御覧いただきたいのですが、今、委員長から御説明がありました14番についてのみではなくて、15番もあわせて、まとめて資料を閉じ込んでおりますので、よろしければ14番、15番、一緒に説明をさせていただきたいと思います。（委員長「よろしくお願ひします。」）よろしくお願ひいたします。

それでは、資料の1ページ目につきましては、添付資料の目次を載せております。

次、2ページを御覧ください。

こちらは、令和6年度末の汚水処理状況ということで、町内会、世帯別というふうな資料になっております。上段のオレンジ色で表示しております部分が下水道の区域内、緑色で表示しております部分が下水道の区域外ということで、両方をあわせて表示をさせていただいております。こちらにつきましては、汚水処理人口の調査、決算審査の折にも御説明しましたとおり、汚水処理人口の調査というのが毎年あっておりまして、県に報告している数字の、町内会別に振り分けというか、区分したものというふうになっておりまして、汚水処理人口の調査が住民基本台帳をベースに報告をすることになっておりますので、成果説明書にあります数字とちょっと違うということにはなりますが、おおむね町内会別に下水道の接続世帯数、それから、未接続の世帯数とその内訳、合併浄化槽・単独浄化槽・くみ取りと。それと下水道区域外でも同じように、合併浄化槽・単独浄化槽・くみ取りというふうに区分けをしたものというふうになっておりますので、御確認をいただければと思います。

それから、3ページにつきましては、確認事項の一覧のほうには載っておりませんけれども、決算審査の中で質問をいただいた折に、口頭で御説明はしたんですけども、口頭ではちょっと分かりづらかろうということで、資料を今回提出をさせていただいております。

御質問がありました、この3ページのほうの配水量・有効水量・無効水量の年度推移ということで、一番上の行に配水量が載っております。それから、その下、4行目になります。有収水量があります。この有収水量を配水量で割ったものが、その下、有収率ということになります。令和6年度は91.6%の有収率ということになっておりまして、参考までに、今、公表されておりますのが令和5年度分でございますので、令和5年度分の県内自治体の有収率・有効率の表も、下のほうに載せさせていただいている状況になります。

それから次、4ページはちょっと飛ばしまして、5ページになります。

確認事項等一覧の15番で御質問をいただきました、確定消費税調整額の汚水と雨水の内訳ということでありましたけれども、確定消費税の内訳だけではなくて、あわせて質問の中で、基準内、基準外の一般会計からの繰入れの確認もあっておりましたので、5ページのほうの公共下水道事業会計決算の集計表という形で、全体を表示した表を提出をさせていただいております。左側が収益的収支、右側が資本的収支になります。右側の下のほう、一番下の表の中の下から3行目に、御質問ありました雑支出の中の確定消費税調整額というものがございます。2,358万170円と。その右側に、汚水、し尿、雨水に分けた表示をさせていただいているところでございます。御確認をいただければと思います。

すみません、4ページのほうは、5ページの公共下水道の集計表だけを出すのはどうかというところで課内で協議をいたしまして、出すのであれば、上水道のほうも同じように区分はありませんし、基準内、基準外といった一般会計からの繰入金もございませんけれども、同じよ

うに収益的収支と資本的収支の分かる、それから補填財源の分かる資料を、同じように添付させていただいておりますので、御確認をいただければと思います。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員、追加質疑をお受けいたします。

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

ありがとうございました。この資料で大体企業会計は分かると思いますので、皆様、よく、またあともって復習してください。

この2ページの各町内会ごとのを見てみましたが、下水道区域内でやはり中央、里辺りがまだくみ取りが残っているとか、これは小浦のほうですね、東町、西町、芳ノ浦もやっぱり30前後の方がくみ取りでおられるとか。あと四ツ井樋、市瀬も81ありますね。北町内会と神田。理由は分かるんですよね。新築なさった方はどうしても推進していくべき、下水道につなぐところはされるだろうと思うんですけど。

この数字を見て、546戸がまだくみ取りであるということですね、区域内で。前処理施設もあるし、区域内であって本来加入すべき方たちが、二重に恩恵を受け取るというあれですね。そこら辺で、公平性が保てるのかどうかということも考えますし、それで下水道区域外の方が優秀で、積極的に当初から接続なさったから、くみ取りは何か所かが10台以上で、あとは一桁台以下ですから、これはやむを得ないんじゃないかなと思うんです。

それで下水道区域内の補助金が、今言ったとおり、加入した場合は補助金を出して推進してきた経過があるから、だから、思い切ってあと何年後には補助金はなくなりますから、早く接続して下さいって出しますね。いつまでたってもだらっと言ったように、平成だったかな、副町長として、平成9年から供用開始したとか、平成7年かな。平成2年かな。（「平成9年です。」の声あり）平成9年やったですね。供用開始してからもう何年になるかなと思って。補助金は、この期間は補助を出しますから接続して下さいということで、普通はするんですけど、だらっと、今もしているから、いつか区切りをつけて補助金を廃止しますから接続お願いしますって、推進に回るかですね。そうしたら、もうちょっとしたら国会が言うように、延期1年間の、この法律は延長しますって言うて、また延長しながら揺さぶってするとか、方法はいろいろあるから。そこら辺検討していただきたいなと思うんです、この表を見たら。

あとはずっとといって、消費税については分かりました。ことしほは還付を受けたということですね、1,400万円ほど。ということで、この表を皆さん覚えてとってくださいね、これ何ページ、5ページ。これで全体像が見えますから、よろしくお願ひします。

あとは、言ったように基準内、基準外の繰入れの件なんですね。要するに前、令和3年3月定例会で、町長に質問したんですよ。そしたら十分検討しますと、黙って待っていたけど、何も、出す理由をですね、内輪の、単独で出す、基準外を出す、あれを、年度年度、雨が降れば雨水は使うし、汚水もまたそれ、毎年変わるから。毎年この基準外で出す理由をはっきりしていただければ、納得する方もおられるかも分からぬからですね。そこら辺、内部で基準を、毎年どの範囲は出せるかって、内部のあれでつくっていただきたいなと思って。この間の町長の答弁では、何か、基準外も仕方ないから出しますよって、軽く私が聞こえたもので、私たちはもう基準外はちゃんと基準外、理由づけがあって、これに使いますからって出していただきたいわけです。その中で検討したいなと思っているものですから。

御存じのように下水道も水道も同じですけど、執行部が町長さん、下水道の管理者、水道の管理者も町長さん、自分が好きなように流せるわけです、予算はね。民法第108条でしたか、双

方代理の法律に抵触しないのかなと思っているんです。ことしあいですけど、前の町長さんにも、町長をしながら町村会の会長、同じ人が同じ人に金を出すというのはね、双方代理の違反ですたい。総務課に聞きたいんですけど、いいのかなと思って。町長でありながら、町村会の負担金を出す、民法第108条に抵触しないのかなと思って。考えたことあられます。

濱野町長さんはスポーツだから、今度はスポーツ関係とか出てきますから、令和7年度は。北松浦郡の会長さんかな、それもあるし、いろんなことをされているなら、全部それが法人の代表ですから。そして、向こうにお金を、向こうもしよったら抵触しますから、それを対策をどうするかというとは考えといていただきたいなと思ってですね。

担当課長さんたちどうですか。答弁してください。双方代理の法律違反。もしそうであればよ。検討されたことありますか。

委員長（永田 勝美 君）

関係、阻却要因等について、安達課長のほうから。

ちょっと先に安達課長のほうから答弁してもらったがいいでしょう。

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

まず、今の双方代理の一つ手前で御質問がありました、公共下水道事業会計に対する一般会計からの補助という部分についてでございます。

令和3年に公共下水道事業会計の補助金交付要綱というものを、まずつくってございます。その後、さまざま、須藤委員からの御指摘等々もあり、その後に、今度は令和6年3月に、この要綱に基づく、一般会計基準外補助の補助基準という基準もつくっております。後で御覧いただければと思いますが、タブレットの例規のほうで確認ができるかと思いますので、その基準はつくらせていただいております。

ただ、どういった場合に基準外の補助をするのかというところまでの、細かくは定めておりませんが、基準外の補助をすることが、一般会計から補助をすることができるというふうな基準的なものは設けさせていただいておりますので、そこは御確認をいただければと思います。

あわせて、し尿等前処理施設を建設するに当たって、し尿等を搬入された後、下水処理場、汚水処理施設のほうに、多少なりとも負荷がかかるというところがございましたので、その負荷に相当する分、使用料相当額も一般会計から入れると、補助いただくというふうなところについても、この補助基準の中で整理をしておりますので、御覧いただければと思います。

それから、次の双方代理のことに関しましては、企業会計につきましては、そもそも地方公営企業法の中で、まず第7条に管理者の設置というものがございます。基本的には、公営企業には、町長とは別に管理者を置くということが、まず法的には想定をされておりますが、ただし、条例で定めるところにより、管理者を置かないこともできるというふうにされておりまして、全国的にも小規模自治体ではほとんどが、町村では管理者を置いていないと。管理者を置かない場合は、町長が管理者と同じ職務を行うというふうな形になっております。ですので、県内でも、長崎市とか佐世保市とか大きいところは、市長さんとは別に管理者がいらっしゃいますけども、町のほとんどは管理者がおらずに、町長がその事務を行うというふうにされているところでございます。

その中で、同じ地方公営企業法の中で、第17条の2、第17条の3というところで、経費負担の原則ですとか補助とかということで、その必要な経費、詳しくは読み上げませんけれども、一般会計から負担金支出、その他の方法により負担をするとか、特別の理由により必要がある場合には補助をすることができるとかというふうな規定になっておりますので、企業会計に関しては、管理者を置かないことをまず想定してある上で、一般会計の負担を認めてあるという

法の組立てになっておりますので、企業会計に関しては、双方代理というのは該当しないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（永田 勝美 君）

ちょっと待ってください。先に総務課長から行きましょうか。

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

委員の御質問がありました町村会の負担金ですが、委員おっしゃるとおり、令和6年度につきましては、町村会の会長でありました前町長の名前で請求がありまして支払いをしておりますが、それが双方代理に当たるのかどうかは即答しかねますので、後ほど調査をして御回答させていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

委員長（永田 勝美 君）

町長。

町長（濱野 亘 君）

下水道の基準外繰入れについて前回お話したんですけども、軽く考えているというようなお話をございましたけども、そのつもりではなくて、佐々町が魅力ある町だというのは、やはり下水道が整備されているというのが一つあると思うんですね。やはり注目されておりまして「佐々は下水道があるからいいよね」みたいな感じで言われているので、この事業を途中でやめるということができないので、致し方ないという表現をさせていただいたところです。圧縮はしていきたいですけれども、基準外がなければ事業ができないというようなことで、申し上げておるところです。御理解をいただければと思います。

それから双方代理についてなんんですけども、指を指されたのは多分、保育園のほうを指されたと思うんですけど、双方代理の件で。（須藤委員「町長さんが、郡のスポーツ——」））スポーツ協会だけ。（須藤委員「会長ば。その関係。ことしへ支払はしとるとかな。」）

考え方としましては、補助金であれば双方代理になります。負担金ですので双方代理ではないということで、多分、町村会のほうも、そういう形で負担金というふうなことできていると思いますので、考え方としては、補助金であれば双方代理になってしまふうに考えているところでございます。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

総務課長、追加がありますか。

じゃあ、須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

私の認識がちょっと違うかも。負担金であっても補助金であっても、いろんなのでも駄目っていう解釈を、私しておったものですから。裁判でもいろいろ見てきたんですけど、駄目みたいねと思って、負担金であっても。そこはちょっと気になるものですから。まあ、後々でどうなるかはいいんですけど、私はないと認識をしておるものですから、駄目ということですね。

要するに、許諾議決というのがあるんですよね、議会に承認を得てとか、いろんな方法があるんですけど、許諾議決案も提出してですね。追認議決があんまり好ましくないと書いてあつ

たから、後で認めてもらうのはですね。事務局が後は調べていただければ分かるんですけど、私の認識としては、双方代理に当たるんじゃないかと認識しておるものですから。

あとは、理事になられた町長さんの、佐々町のあれが、ぱっと見たらちょっと気になったものですから。ソフトテニス連盟は評議になっておられますと書いてあったからですね。郡のスポーツ協会長と書いてあった。あとはいいろいろ書いてあるんですけどね。佐々町のホームページに載つとったものですから、たまたま。変更になったのかも分かりませんけど、違えばいいんですけど、ちょっと心配するところもあるものですから。

委員長（永田 勝美 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

すみません、先ほどの御質問への御回答ですが、町と町村会は別個の法人格を持っておりまして、町と町村会との間で、直接的かつ頻繁に利益相反する法律行為を行う関係にないということで、双方代理には当たらないという解釈があるようでございますので、よろしくお願いいいたします。

委員長（永田 勝美 君）

須藤委員、よろしいですか。

須藤委員。

委員（須藤 敏規 君）

はい、回答を受けましたから。

委員長（永田 勝美 君）

ほかに。

町長。

町長（濱野 亘 君）

北松浦郡のスポーツ協会についての会長職については、混乱を招くということで、今、続けさせていただいているので、次期任期については後退をしますということで、今、皆さんにはお話をしているところでございます。よろしくお願いしたいと思います。

委員長（永田 勝美 君）

では、公共下水道会計に関わる委員の皆さんからの、関連しての御質問はございませんか。

（「なし。」の声あり）

それでは、これで公共下水道事業会計に関する確認事項等を終わりたいと思います。

ここで休憩をします。3時20分から再開します。

次は、一般会計の質疑、討論、採決という順番でいきますので、各7本の議案それぞれについていきますので、よろしくお願いします。

暫時休憩します。

(15時05分 休憩)
(15時18分 再開)

— (1) 議案第51号 令和6年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件 —

委員長（永田 勝美 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議案第51号 令和6年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件で、総括質疑をお受けいたします。

総括質疑のある方は挙手をお願いします。

（「なし。」の声あり）

それでは、これで総括質疑を終わります。

これから討論を行います。

横田委員。

委員（横田 博茂 君）

私は、議案第51号 令和6年度一般会計歳入歳出決算の認定に、反対の立場から討論いたします。

初めに、全ての決算の内容に反対なわけではありません。しかし、本町において、令和7年3月に発覚した官製談合事件は、行政の公正性を根本から揺るがす重大な事案であり、町民の信頼を大きく損ないました。そして、本決算においては、その談合に関与した工事や業務の執行が含まれております。

決算の認定は、単に歳入歳出を承認するだけでなく、執行過程の適正性を認める行為でもあります。この状況下で認定を行うということは、違法行為を事実上追認することに等しく、議会の監視機能を果たしているとは言えません。

さらに、執行部から示された再発防止策については、具体性や実効性は未知数であり、情報公開や第三者による検証体制も十分とは言えません。信頼回復のためには、徹底した検証と抜本的な改善が必要であり、まずその体制を整えることが先決であります。

また、新庁舎建設に伴う支出に関しても、詳細な説明をいただけておりません。

私たち議会は、町民の信頼を取り戻す責任があります。よって、私は、令和6年度佐々町一般会計歳入歳出決算の認定には反対いたします。

以上です。

委員長（永田 勝美 君）

ほかに討論はありますか。

（「なし。」の声あり）

それでは、ほかにないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第51号 令和6年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立少數です。したがって、本案は不認定となりました。

— (2) 議案第52号 令和6年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —

委員長(永田 勝美 君)

それでは、次に、議案第52号 令和6年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件で、総括質疑をお受けいたします。

(「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし。」の声あり)

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第52号 令和6年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第52号 令和6年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定されました。

— (3) 議案第53号 令和6年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —

委員長(永田 勝美 君)

次に、議案第53号 令和6年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件で、総括質疑をお受けいたします。

(「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし。」の声あり)

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第53号 令和6年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第53号 令和6年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定されました。

— (4) 議案第54号 令和6年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 —

委員長（永田 勝美 君）

次に、議案第54号 令和6年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件で、総括質疑をお受けいたします。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第54号 令和6年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号 令和6年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定されました。

— (5) 議案第55号 令和6年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件 —

委員長（永田 勝美 君）

次に、議案第55号 令和6年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件で、総括質疑をお受けいたします。

（「なし。」の声あり）

質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第55号 令和6年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号 令和6年度佐々町国民健康保険診療所特別会

計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定されました。

— (6) 議案第56号 令和6年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —

委員長（永田 勝美 君）

次に、議案第56号 令和6年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件について、総括質疑をお受けいたします。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第56号 令和6年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、原案のとおり可決及び認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号 令和6年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、原案のとおり可決及び認定されました。

— (7) 議案第57号 令和6年度 佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —

委員長（永田 勝美 君）

次に、議案第57号 令和6年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件について、総括質疑をお受けいたします。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第57号 令和6年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、原案のとおり可決及び認定することに異議ありませんか。

（「なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号 令和6年度佐々町公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、原案のとおり可決及び認定されました。

以上で、決算審査特別委員会に付託された議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号の7議案について、当委員会としては慎重審議を行いました。議案第51号については、不認定となりました。その他の6件については、認定することに決定いたしました。

以上のとおりですが、10月31日の9月定例会5日目において、決算審査特別委員会の審査報告を行います。

散会に当たり、町長の御挨拶をお受けいたします。

町 長（濱野 瓦 君）

決算審査特別委員会の総括ということで、午前中から今まで大変お疲れ様でした。

議案第51号の一般会計の決算認定に不認定というふうになりましたので、非常に残念に思いますけども、これは私たちに対する追及という形に思えてなりません。今後はきちんと業務をしていくしかないというふうに思いますけども、議会の皆様もいろいろとまた御意見等をいただければと思います。改善してまいりたいというふうに思います。

あとの第52号から第57号につきまして、認定をしていただきましてありがとうございました。
大変お疲れ様でした。

委 員 長（永田 勝美 君）

私から一言御礼を申し上げます。

今回の決算審査特別委員会では、特に6月に改選されたばかりの新しい議員さんも含めて、多数おいでになる中で、慎重にかつ熱心に審議をいただきましたことに、心から御礼を申し上げたいと思います。

改めまして、町政をチェックし、町政とともに佐々町の発展に尽くすということで頑張っていきたいというふうに思います。

以上をもちまして、決算審査特別委員会を終了いたします。

お疲れ様でした。散会いたします。

(15時32分 散会)